

令和元年第7回山江村議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	12月4日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明
			休 会	議 会 委員会室	午後 1時	・議 案 審 議 ・常 任 委 員 会
2	12月5日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	12月6日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 4 日 (水)

令和元年第7回山江村議会12月定例会（第1号）

令和元年12月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第46号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 4 | 議案第47号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第48号 | 山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第49号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第50号 | 令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第51号 | 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第53号 | 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第54号 | 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第55号 | 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 要望第 1号 | 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取扱いについての要望書 |

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |

7番 立道 徹 君
9番 中竹 耕一郎 君

8番 西 孝恒 君
10番 秋丸 安弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	副 村 長	北田 愛介 君
教 育 長	藤本 誠一 君	総 務 課 長	白川 俊博 君
税 務 課 長	山口 明 君	企画調整課長	平山 辰也 君
産業振興課長	新山 孝博 君	健康福祉課長	迫田 教文 君
建 設 課 長	清永 弘文 君	教 育 課 長	蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者	一二三 信幸 君	代表監査委員	木下 久人 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 令和元年第7回山江村議定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、10月25日の議会臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、主なものについてご報告いたします。

10月27日、山江村制施行130周年記念のえほんの森 ブックりまつり、併せて、山江の歴史と未来を考えるというテーマのもと、山江村制施行130周年記念のシンポジウムが体育館のほうで行われております。それぞれ各議員全員出席をしていただいております。

11月4日は、山田大王神社秋季の例大祭。

それから、11月9日、人吉球磨の地域植樹祭、みどりの少年団団員が多数参加のもと、丸岡公園で植樹祭が行われております。

11月10日、万江阿蘇神社の秋季例大祭。

それから、11月13、14日が、第63回の全国の町村議会議長大会が行われております。2日間でありましたが私が出席をしております。

11月16日、第13回の山江村文化祭が行われております。

11月17日、第37回はやまえ産業振興まつり、好天に恵まれまして多くの人で賑わったようであります。

11月25日、主要地方道坂本人吉線の改良貫通促進期成会の要望、並びに、県道相良人吉線の改良貫通促進期成会の要望を県庁のほうで行っております。私と中村産業厚生常任委員長も同行しております。

それから、11月29日は、村内の小中学校「教育の情報化」研究発表会が行われております。そのあと議会の全協があったようであります。

そして、12月1日が第24回の球磨人吉の消防ラッパ吹奏競技大会が須恵の文化ホールで行われております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催をされておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、中村龍喜議員より報告をお願いいたします。

3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） おはようございます。

それでは、令和元年度第4回人吉球磨行政組合議会定例会の報告を行います。

去る11月29日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名の議員指名です。

日程第2、会期の決定について。

日程第3、行政報告があり、代表理事から8月以降の令和元年度第3回議会定例会以降の定例会理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、日程第1号から日程第6、日程第3号までの一般会計及び特別会計の平成30年度歳入歳出決算認定については、平成30年度決算特別委員会委員長の報告のとおり、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第21号、令和元年度人吉球磨行政組一般会計補正予算（第3号）。

日程第8、議案第22号、令和元年度人吉球磨行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）。

日程第9、議案第23号、人吉球磨行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案の制定について。

日程第10、議案第24号、人吉球磨広域行政組一般会計の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第11、議案第25号、人吉球磨広域行政組一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第12、議案第26号、熊本縣市町村総合事務組合の共同する事務の変更及び規約の一部を改正する変更についての6議案を一括上程し、執行部の提案理由の説明の後、日程第11及び日程第12の25号、26号、4議案について補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に議案ごとに質疑・採決を行い、日程第7、議案第21号から日程第10、議案第24号の4議案については、原案どおり可決し、1日目は閉会となりました。

以上、令和元年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告に代えさせていただきます。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） おはようございます。それでは報告いたします。

令和元年11月、第3回人吉下球磨消防組合議会定例会が、11月26日午後2時より人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開会されました。

日程第1、第2は省略しまして、日程第3、議案第1号、平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定されました。

議案第2号の人吉下球磨消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についても原案可決されました。

議案第3号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について、これも原案可決されました。

議案第4号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、これも原案可決されました。

議案第5号、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部改正については、1名の反対討論がありましたけど起立採決によりまして原案可決されました。

議案第6号、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部改正について、これも原案どおり可決されました。

議案第7号、令和元年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案どおり可決されました。

一般質問はですね、人吉選出の本村議員より、頻発する地震災害に備えた体制について質問されました。

あと別紙にて災害出動の概要、平成31年からですね、1月1日から10月31日までの概要を添付してありますので、ご参考に見ていただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

本日ここに令和元年第7回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方には、大変お忙しい中に全員ご出席をいただきながら開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、今年もいよいよあとわずかとなりましたが、本年も全国各地で大きな災害

が発生をいたしております。8月には九州北部地方豪雨によりまず佐賀県における災害、そして9月より相次いで関東地方に上陸いたしました台風15号、19号によりまして、東日本の広範囲にわたり甚大な被害が発生しております。まずもって災害でお亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますと同時に、被災された方々が一日も早く日常の生活を取り戻されますことを心からご祈念を申し上げます。

それでは、まず、先般の10月臨時議会後の行政報告を申し上げます。

10月26日、建築士会人吉支部創立60周年記念でございます。これは球磨郡町村会長として参加をさせてもらっております。

10月27日、やまええほんの森 ブックリまつり、また村制施行130周年記念シンポジウムでありました。小・中学生の皆さん方、未来をテーマに行っておりましたので、500名を超える方々参加いただきながら、盛会裏に終了することができたと思っております。

10月29日、安全・安心の道づくりを求める全国大会でございます。上京をしております。私、道路整備促進期成同盟会の県の副会長を仰せつかっておりますので、全国大会のあと県選出の国会議員への要望活動も行わせてもらっております。

10月31日、一般廃棄物収集業務、来年の4月からその業務を委託するわけですけれども、そのプロポーザルの2次審査を行っております。

11月1日、新規就農者激励会とありますのは、球磨地域農業活性化協議会の担い手部会長を仰せつかっておりますので、出向いております。今年人吉球磨の新規就農者は24名の方がおられます。通常40名前後で推移をしておりますが、今年は少し少なかった。山江村から1名の方が出席をいただいております。

同じ1日ですが、山江村の特用林産物の振興協議会を開催いたしております。そして夜、球磨郡町村会長の就任祝賀会ということで、大変議員の皆様方にも出席いただきまして大変ありがとうございました。

それから、11月3日は人吉球磨の視覚障害者の福祉協会による「歩こう会」が開催をされたということであります。毎年各町村を回っておられるということでありますけれども、今年は山江村で会場として行われたということであります。大変うれしく思いましたのは、山江中学生もですね、ボランティアとして参加をしております。視覚障害者の皆さん方と一緒にですね、歩いてもらったということで、非常に現場をよくわかれたボランティアの活動であったろうかと思っております。その後、幼児音隊マーチングフェスティバルのほうに山江保育園のほうの出場のほうに出向いております。

11月4日、山田大王神社の秋季例大祭でございます。

それから、11月6日から7日ではありますが、球磨管内の主軸事業要望として、球磨郡の町村会のほうで来年度の予算要求要望を行ったということでもあります。国会議員並びに官公庁もまわらせてもらっております。

それから、11月8日、全国大会等出場者激励金交付式とありますのは、3名の方がそれぞれの全国大会等に参加をされました。宮原愛輝君は大津高校でありますけれども、サッカーでインターハイに出場しております。それから、平橋君のほうで南九州大会に参加でございます。それと藤田千代美さんがボーリングで国体に出場されると、それぞれの分野で非常に活躍をされておるところではありますが、激励金を交付させてもらっております。

それから、11月9日ではありますが、人吉球磨地域植樹祭、今年は山江会場でありまして、丸岡公園に各市町村より150名を超えるみどりの少年団ほかの方が集まられて、ツツジの植樹を行っております。その後、午後から社会情報学会の九州沖縄支部の研究会2019ということでもございました。九州管内の遠くは長崎県立大学ではありますが、熊本県立大学等々の先生方が普段研究していらっしゃることと、いわゆる、地域でそれぞれ活動してある課題解決のためにどういうふうに向かっているかというような話が発表がございました。

それから10日ではありますが、消防団が秋季訓練を行っております。その後、万江阿蘇神社の秋季例大祭に出向きまして、昼から防火パレードの出発式に立ち合っております。

11月11日ではありますが、4期成会の合同要望でもございました。四つの期成会と申しますのは、国道219の整備促進期成会、国道445の整備促進協議会、445については山江村は蓑原を通っております。本年度はですね、信号の手前の側溝を整備するという予算が付いておるところでありますけれども、その要望活動、それから球磨川上中流の整備促進協議会、それから、五木村対策を含めたダム建設の促進協議会、以上四つの協議会でありますけれども、熊本県知事、それから県議会議員並びに九州地方整備局のほうに出向きまして、それぞれの要望を行ったということもございます。

それから、13日ではありますが、やまえ産業振興まつりグラウンド大会で挨拶をしております。その後ですね、球磨川治水対策第4回、これは九州整備局長です、それと熊本県知事と関係市町村長12名おりますけれども、全員本人出席の中で意見交換会を行いました。これ前々から申しておりますけれども、球磨川の治水安全度は、球磨村では3分の1とか5分の1とかいう地域があります。要するに3年に一度の水害に耐えられない、5年に一度の水害に耐えられないというようなところがございます。毎年水が溢れていると。県道に上がったたり床下、床上浸水をしてい

るというようなことをございます。全国の国が管理をしております河川の治水安全度は、20の1から30の1の間であります。ということは、非常に球磨川の治水安全度は危ういというようなことでありまして、昨日の熊日の1面にも載ってございましたけれども、球磨村長と私のほうも発言させてもらいながら、国土交通省のほうから10通りのですね、組み合わせ案が出まして、その20の1から30の1を実現しようという案が出ました。ただし、その工期とも、それと予算ともですね、非常に工期が30年から50年かかるとかですね、それから予算も2,000億円から、高いところでは、これは導水路案ですけれども1兆円を超える予算が、非常に現実的でないということもあり、ソフト対策だけで我々人吉球磨の人は災害の対応をしなければいけないのかというようなことも発言いたしました。

山江村にとりましてもこの球磨川の治水安全度といいますか、しっかり上がらないと、次にくる球磨川水系のいわゆる球磨川に流れ込む山田川、万江川の整備計画がですね、球磨川水系の整備計画はできないというようなことありますので、一日も早い球磨川本流の治水安全度についての検討を急がれるということを急いでくれということを申してきたところであります。

それから、11月15日は全国過疎地域自立促進連盟の総会に出席いたしました。今、過疎法は十年に一度の時限立法で、国会議員の議員立法として制定をされております。それが令和2年度で終了するということになります。従いまして、令和3年度から過疎債を含めたですね、諸々の過疎対策の経費につきまして、今、5,000億円ほどありますが、しっかりその後も法律を制定されながら、過疎の市町村への支援をお願いしたいというようなことの、ちょうどその声を上げる時期になっておるところであります。

それから、11月16日、文化祭、17日、産業振興まつりでございました。先ほど議長からもありましたが、好天に恵まれまして、いつになくですね、人出は多かったというふうに感じました。

それから、11月18日からであります、全国治水砂防促進大会、漏れておりますが簡易水道の全国大会にも参加しておりますし、その後、4期成会、先ほど申し上げました4期成会の合同要望として、各国会議員、また関係省庁に要望活動を行ったということをございます。

それから、25日は県道相良人吉線、それから主要地方道坂本人吉線期成会の要望ということで県庁に出向きまして、道路局長のほうに要望活動を行ったということをございます。両方とも今時点、私、会長をしているということではありますが、関係されます方々の参加いただいたということでありまして、今後とも貫通を目指してですね、いろんな課題もありますが強く要望したところであります。終わりま

して、午後からは球磨川上中流改修期成会によりまず球磨川及び川辺川の様子をヘリコプターに乗りまして各市町村長が調査を行いました。12の市町村長であります。錦のヘリポートから川辺川沿いをずっと上がりまして、要するに導水路の案のその頭地まで上がりました。それから山江を越えて八代の河口口を見まして、球磨川の上流のほうの視察をしたということでもあります。それから見ますと正に人吉球磨はすり鉢状になっていると。それから、本当に山深さを感じるということで、その山深さの中に一筋の水のようにですね、その川が流れている、非常に危険な地域だなあというのを改めて感じたところでもございます。

それから、11月26日は人吉球磨の観光地域づくり協議会の理事会がございました。これは内容が決まりますと議会の全員協議会のほうでお諮りをしたいと思うわけですが、人吉球磨10の市町村でつくっております観光地域づくりであります。DMOとして法人化を目指しておるところでありますけれども、その予算が向こう5年間2億円の予算を組もうと申されております。もちろん第2期になります地方創生の交付金を活用した予算を各町村分担しながらあげるといようなこととなりますので、その内容がしっかりしました折には、またご相談を申し上げさせていただきます。

それから、11月27日、全国町村長大会であります。この後、過疎の地域の自立促進連盟の熊本県の役員におきまして、私、過疎の県の幹事を仰せつかっておりますので、その役員で関係の熊本県の国会議員の先生方、関係者の方に要望活動を行ったところでございます。翌日、全国山村振興連盟の通常総会と国保制度改善の強化の全国大会に参加をしてきたところです。

町村長大会の件は、あとで少し触れさせていただきたいと思っております。

11月29日の辞令交付につきましては、育児休業の職員がおりますので育児休業の辞令を交付させてもらったということでもございます。昼から山江村の小中学校教育の情報化研究発表会の全体会議に参加をいたしました。今年も350名を超える方々、遠くは福島県の新地町から来ておられましたけれども、非常に教育の情報化といいますか、過渡期にありまして、先進地である山江村の視察、まだまだ来られる方は多いなあと感じたところであります。

12月1日、球磨人吉の消防ラップ吹奏大会に参加をしまして、午後から職員採用試験の面接を行わせてもらっております。これはかねてより専門職として公募をしておりました職員であります。現在、山江村の職員は1人が海外の研修中でありまして、1人が後期高齢者の連合に出向をしております。加えて育児休業中の職員が2名おられるということでもありますし、また、病气療養中として診断書が出てきております職員が3名おります。合計の7名の方がですね、それぞれの事情で役場を

離れられているということでもあります。通常であれば7名の方それぞれの担当につきながらということでもあります。もちろん職員がその分をしっかりとカバーをして、遅滞することなく職務にあたるということが求められることでもありますけれども、課によっては非常に負担を強いておる、ストレスを感じておる職員もおるといことも事実であります。従いまして、その補充としての分と、それから専門職としての、これかねてよりこの場で何回か申しておりますが、その職員を採用をするという方向で動いております。

それから、2日の日は、山江村の民生委員と児童委員の方々に、入れ替わりでありましたので、感謝状と新しい方に委嘱状の伝達式を行わせてもらっております。この伝達式といいますのは、厚労大臣の委嘱でありますので、私のほうで伝達したということでもあります。

それから、同じく2日、来年度予算の編成を前にして、山江村の行政改革推進委員会を開催をしてもらって、各種補助金の検討をしてもらっております。補助金につきましては、もちろん執行部また関係団体、そして、その予算を議会のほうに提案するということではありますが、広く村民の方々にもその意見を求めるというようなことで、諮問をさせてもらったということでもあります。

それから昨日であります。村史編纂委員の会議を行いました。これ130周年の記念の事業として、明治から平成にわたる村史を編纂するという会議でございます。全員で5名の方にその委員の委嘱状を行いまして、その村史編纂が始まったということでございます。

それから、昨日夜であります。県営神園砂防事業の地元説明会に出向いて、私、挨拶だけではありましたが、出向いております。県営の神園砂防事業につきましては、これは座談会の折、反対の意見もございました。反対の意見があるということにつきましてはですね、村としてはやらないという方針を決めているところではありますが、ただ、前回のこの議会議場でも申し上げましたとおり、そのイエローゾーンの中にですね、保育園と学校が含まれているというようなことございまして、昨日は万江小学校の教頭先生参加されておりましたけれども、広くそういう方々の意見を含めて、どうするかということを決めていただきたい。役場、行政側としては何よりもですね、村民の方々の人命、それから身体、財産を守る、これはもちろん子どもたちもありますので、実行したいという思いをお伝えしたところでございます。

それでは、以上、行政報告を申し上げましたが、諸々の動きの中で、特に各種大会、それから全国町村長大会、こういう災害が多い中での治水の大会、道路の大会、また、非常に過疎のほうも変わりますし、の中での大会でありまして、非常に

盛り上がった感がいたしました。その一連の動きの中で、私、村長として感じました2点の村政課題を申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目は、最近の自然災害によります被害の大きさ、甚大さ、その深刻さを見ておきますと、災害の防除、減災に対する認識をこれまでの視点とは違う目線で考えていかなければならないと思う次第であります。

先にも述べておりましたが、特に台風19号の発生当時の雲の分厚さ、日本列島を包み込むかのような巨大さを衛星画像で確認した折に、大変驚愕をいたしました。このまま日本に上陸したら今までにない被害が発生してしまうということを直感で感じております。発生当初その進路は九州の東部の進路をとるというふうに予想されていたということでもありますから、いかにこの大きな台風災害から村民の人命、財産をどう守っていけばいいのか。また、農作物も相当な被害を受けるということに対する、その対策に緊張感が走ったのを覚えております。もしそのまま予定通り、当初の予定通りですね、九州の進路をとったとするならば、関東地方と同じような被害をこの九州地方も受けたということは、容易に推測できるわけでありまして、特に人吉球磨、先ほど申しましたとおりすり鉢状になっておるわけでありまして、従いまして、人吉球磨の球磨川水系の下流部は湖になっていたんじゃないかなろうかと思えます。

宮城県の丸森町の役場の映像を見ました折に、山江村役場も同じような目に遭ってはいないか、いわゆる山田川が決壊して、その水量で1階部分は浸水してしまうのではないかというような懸念もしたところでありまして、課長会でもその危機管理について新たに話し合ったところでもございます。ただ、ご案内のとおり東へ進路をとったということでありまして、相当な広範囲による被害を受けられたと。この東日本には、予備費から国の予算が復興予算として1,300億円の出勤をされております。

ただ、そういう国は相次ぐ大規模災害の対策の予防のために、国土強靱化計画として、昨年から3カ年計画、いわゆる令和2年度までに7兆円の予算を組んでおり、その対策を進めているところであります。ただ令和2年度までで完結するものではなく、令和3年度以降もこの強靱化防災対策は必要との認識のもと、現在は、令和3年度からはですね、強靱化の地域計画を策定している市町村を中心に予算を配分すると申しております。

現在、山江村におきましても山江村の地域強靱化計画をハード、ソフト両面から策定中でありまして、その中ででき得る限りの防災・減災対策を行う必要があるというふうに思っているところでございます。

2点目は、人口減少、少子高齢社会に対する課題であります。町村長大会の中で

は、過疎及び山村地域の町村間で、地域間格差が現れているという指摘がありました。いわゆる町と村との格差が現れている。村と村との格差が現れている。これは国に頼るのみではなく、地域の知恵や創意工夫を生かして、自ら行動するという積極的な取り組みを進めることが求められております。そういう中で、何度となくです、賑やかな過疎の実現というキーワードが何度も出てきました。いわゆる、山江に置き換えるならば、賑やかな山江村の実現と言えようかと思えます。

明治大学の小田切徳美先生の町村長大会の中での町村へのメッセージの提言では、3点の指摘がございました。まず1点が、内発的な発展と言われました。いわゆる外からの要因ではなくて、自らその発展を模索する。それから、2点目は教育の魅力化と言われました。そして3点目は、圏域の多様な力の発揮、圏域というのは、人吉球磨では正に10市町村の人吉球磨の多様な力の発揮と言えるのではないかと思います。

内発的な発展の点で山江村を考えてみますと、山江未来塾を中心とした100人委員会が、いよいよいろんな実践活動を始めております。その中で交流人口、関係人口等々の増大にも寄与されているところであります。もちろん山江村がいろんな事業を興すということと、住民自治としてのそういう力は、今後ともしっかり支援をしてまいりたいと思えます。

2点目の教育の魅力化につきましては、先ほどもありましたとおり、ICT教育を先んじて推進をしているところであります。この効果もありまして、非常に山江村の移住を希望される方も出てきているということでもあります。ICT教育につきましては、来年度10年の一スパンを迎えますので、この10年を振り返り、その効果、結果、そして課題を見つけないかと思えますし、そして、また新たなその教育の推進の模索をしていきたいと思っております。

それから、3点目の圏域の多様な力の発揮におきましては、先ほど申しましたが、観光地域づくりの動きが始まっております。人吉球磨、球磨、人吉の各市町村が持つ個性またはそういう力をしっかり連携させながら、現在、ここ2、3年で5,000人人口が減少しております球磨圏域をしっかりと守っていくということが大事であろうかと思えます。過疎とか山村とか言われる市町村は、全国の国土面積の50%を占めております。ただし、人口は3%の人口であります。いわゆる3%の国の人口で国土の5割を守っているというようなこととございます。「国破れて山河あり」という言葉がありますが、まさに「山河破れて国はなし」とも言えようかと思えます。新たな価値を創造する山江づくりに向かって、賑やかな山江村の創造のために、人口減少、少子高齢社会の課題解決に向けて、果敢に立ち向かっていこうではございませんか。議員並びに村民の皆様の変わらぬご理解とご

支援をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案は、同文議決案件が1件、条例制定案件が3件、補正予算が6件の合計10議案でございます。後ほど説明申し上げますが、慎重に審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから、令和元年第7回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、10番、秋丸安弘議員、1番、本田りか議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、11月26日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘議員。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和元年第7回山江村議会定例会につきまして、去る11月26日午前9時から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。決定しておりますことを報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月4日から6日までの3日間としております。

本日、開会、提案理由説明を行った後、午後から議案審議、終了後常任委員会を行うことにしております。

2日目、5日は一般質問で、終了後散会としております。なお、7名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間については、質問・答弁含めて60分となっております。

3日目、6日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第46号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第46号についてご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして、令和2年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。令和元年12月4日、本日提出でございます。山江村長でございます。

提案理由であります。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとする場合は、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚めくっていただきますと、規約その次には新旧対照表を閉じておりますけれども、熊本県市町村総合事務組規約第3条第1項に規定する退職手当事務に、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者広域連合が新たに加入をするための同文議決でございます。これは関係しております市町村、それから一部事務組合、同時に議会において議決をするというものでございます。令和2年4月1日より施行するというものでございます。

以上説明申し上げます。

-----○-----

**日程第4 議案第47号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第47号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど附則の件を令和元年と言ったそうではありますが、「令和2年の4月1日でありますので、ご訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うという必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けてもらいますと、その条例と給料表が載っております。また、最後のページには新旧対照表を付けておりますけれども、この主な改定といたしまして、民間給与と職員給与の格差月額が約0.1%あるということを解消するために、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるものでございます。

2番目に、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うように0.05月分引き上げるものでございます。引き上げ分は勤勉手当に配分されます。

3番目に、住居手当につきましては、支給対象となる家賃額の下限及び手当額の額の上限を引き上げるというものでございます。改定時期といたしましては、給料表の改定については、平成31年4月1日から適用されるものでございます。期末勤勉手当の支給については、令和元年12月期から施行するものでございます。そして住居手当につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第5 議案第48号 山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第48号、山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第48号についてご説明を申し上げます。

山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例を制定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けてもらいますと、その条例が9ページにわたって書いてございます。

会計年度任用職員制度の概要でございますけれども、地方公共団体における行政の重要な多様化に対応し、校務の効率化かつ適正な運営を推進するために、地方公務員の臨時及び非常勤職員のうち、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の3分類について、特別職非常勤職員の任用及び臨時的職員の厳格化、適正化を確保し、一般職非常勤職員を会計年度任用職員といたしまして、新たな規定、任用等の明確化を図るために整備をするというものでございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第6 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第49号についてご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例の整備に関する条例がございまして、その後には新旧対照表を添付しております。

この内容であります、地方公務員法の改正によりまして、まず1点目が特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化がございます。

次に、2点目で、一般職非常勤職員と位置づけるべき職の会計年度任用職員への新制度へと施行するというものでございます。

次に、地方自治法の改正については、会計年度任用職員に対する給付が整備されるということになります。

以上のことから本村条例の整備をされております特別職非常勤職員及び臨時的任用職員、さらに来年4月施行されます会計年度任用職員の任用について、それぞれ関係条例の一部を改正するということが必要となるために提案をするというものでございます。

ちなみに、施行日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第7 議案第50号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第50号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第50号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和元年度山江村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,859万1,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,364万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明します。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第50号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。

14、国庫支出金、障害児福祉サービス及び子どものための教育・保育給付交付

金など、810万4,000円の増額でございます。

15、県支出金、障害児福祉サービス及び子どものための教育・保育給付費、それから放課後児童健全育成、また、県知事選挙委託金など、751万2,000円の増額でございます。

16、財産収入、財政調整基金積立利子でございまして、1,458万5,000円の増額でございます。

20、諸収入、後期高齢者医療給付費精算金519万円の増額でございます。

21、村債、臨時財政対策債を680万円減額しまして、歳入合計、補正前の額に2,859万1,000円を追加しまして、35億5,364万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。

2、総務費、財政調整基金積立及び移住定住への助成金など、1,971万円の増額でございます。

2、民生費、障害児福祉サービス費及び保育所施設給付費など1,630万9,000円の増額でございます。

4、衛生費、合併浄化槽設置補助及び健康ポイント推進など、273万6,000円の増額でございます。

5、農林水産業費、小さな産業づくり事業及び鳥獣被害施設補助など、281万5,000円の増額でございます。

12、予備費1,667万3,000円を減額しまして、歳出合計、補正前の額に2,859万1,000円を追加しまして、35億5,364万1,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、地方債補正、限度額の変更でございます。

臨時財政対策債の5,600万円を4,920万円へ減額するもので、補正後の限度額、記載の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第51号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第51号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,260万4,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,170万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第51号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款3、国庫支出金につきましては、システム改修によります118万円の増額でございます。

款6、県支出金につきましては、一般被保険者保険給付費増額によります普通交付金2,136万5,000円の増額でございます。

款9、繰入金、繰入金につきましては、システム改修によります一般会計からの繰入金5万9,000円の増額でございます。

歳入合計、補正前の額に2,260万4,000円を増額しまして、4億4,170万3,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款1、総務費につきましては、システム改修及び報酬によります129万2,000円増額するものでございます。

款2、保険給付費につきましては、見込額によります一般被保険者療養給付費及び高額療養費を2,136万5,000円増額するものでございます。

款10、予備費、予備費につきましては、5万3,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額に2,260万4,000円を増額しまして、4億4,170万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第52号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3

号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第52号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ規定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第52号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入を既定の額である1億6,539万2,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として10万3,000円を増額、2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、光熱水費、修繕料など275万円を増額、2、簡易水道施設整備費、委託料を330万円減額、5、予備費を44万7,000円増額しまして、歳出合計を既定の額である1億6,539万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第53号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第53号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第53号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入を既定の額である1億3,943万9,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、1、総務費、主に人件費として20万円を増額、2、農業集落排水事業費、施設の光熱水費等など、170万7,000円を増額、4、予備費を190万7,000円を減額しまして、歳出合計を既定の額である1億3,943万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第11 議案第54号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第54号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第54号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとしてございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万6,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,573万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明します。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第54号につきまして説明いたしま

す。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款3、国庫支出金につきましては、システム改修補助金確定及び機能強化推進交付金内示額によります3,000円の減額でございます。

款7、繰入金、繰入金につきましては、事務費等によります一般会計からの繰入金21万7,000円の増加でございます。

款9、諸収入につきましては、前年度実績修正によります92万円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から70万6,000円を減額しまして、4億7,573万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款1、総務費につきましては、第8期介護保険事業計画ニーズ調査に伴う需用費等によります15万2,000円増額するものでございます。

款4、地域支援事業費につきましては、財源の組み替えでございます。

款5、諸支出金につきましては、前年度の地域支援事業費等の実績に伴う返還金89万3,000円を増額するものでございます。

款8、予備費につきましては、175万1,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額から70万6,000円を減額しまして、4億7,573万4,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第12 議案第55号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第2号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第55号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第55号についてご説明申し上げます。

令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）でございます。

令和元年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ

れぞれ21万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,614万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第55号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款3、繰入金、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金によります一般会計からの繰入金21万円の増加でございます。

歳入合計、補正前の額に21万円を増額しまして、3,614万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款1、総務費につきましては、口座振替手数料見込額によります2,000円増額するものでございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金21万1,000円を増額するものでございます。

款4、予備費につきましては、3,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額に21万円を増額しまして、3,614万4,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第13 要望第1号 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取扱いについての要望書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取扱いについての要望書を議題といたします。

議員各位には先に配付しておりますとおり、幼保連携型の認定こども園、山江保育園園長、湊田秀雄様外1名から要望書が提出されております。

お諮りします。ただいま議題となっております要望第1号については、産業厚生常任委員会に審査を付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取扱いについての要望書については、産業厚生常任委員会へ付託することに決定をしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

その他山江村議会へ寄せられました陳情書については、議員各位へ資料配付することにしております。内容を研究され、必要な場合は後日議員提案とされますようお願いをいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時18分

第 2 号

1 2 月 5 日 (木)

令和元年第7回山江村議会12月定例会（第2号）

令和元年12月5日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付しておりますとおり、7名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

多くの村民の方がケーブルテレビを観られております。会議規則により時間の制限はありますが、唯一の政策論議であり、質問については、迫力のある内容で充実した質問、提案をお願いいたします。

一方、執行部におかれましても簡潔明瞭にわかりやすく答弁をいただくようよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに6番、横谷巡議員より、1. 一人暮らし高齢者の支援について。2. 「村民の声から」ケーブルテレビセンター職員等の倫理観と社会的責任の自覚について。3. 「教師間のいじめ問題・働き方改革」等、教育委員会が果たすべき役割と活性化について通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡議員。

横谷巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、本日最初の一般質問を行います。

今回は三つの質問をさせていただきます。

質問事項の一つ目、一人暮らし高齢者の支援についてであります。

本村においても一人暮らしで生活されている高齢者の方は相当の数おられると思います。今後はさらに増えていく傾向にあるかと思いますが、そこで見守り、安否確認等、安心して暮らして行かれるように、今の現状と今後の対策について伺ってまいります。

まず、本村の一人暮らしの高齢者は何人ほどおられるのか。そのうち75歳以上の方、日常生活で健康に不安のある方、お持ちの方は何人ほどおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、今日は一般質問となっております。まず、村長としてですね、村の方針、もしくは考え方に関することは私のほうが答えます。数字等ですね、具体的な政策については、担当課長のほうで答えさせていただきたいと思えます。

お尋ねの件、何名という数字でありますので、まず健康福祉課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

本村の一人暮らし高齢者は何名おられるか、そのうち75歳以上の日常生活の暮らしに健康不安等をお持ちの方は何人おられるかという質問に対してお答えいたします。

まず、本村の一人暮らし世帯、高齢者世帯の状況につきましてお答えいたします。

令和元年11月1日現在の65歳以上の高齢者独居世帯は201件で、65歳以上の高齢者のみの世帯は170件となっております。独居世帯、高齢者のみの世帯を合わせますと371件で、村内全体の世帯数1,213件に対して約30%の割合となっております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本当にまさしく高齢化社会の現状を表しているというふうに思えます。今、村内でもですね、一人暮らしの方が孤独死と申しますか、やはり倒れて亡くなって、明るく日に見つかるというようなケースも出てきておりますし、この一人暮らし高齢者の対策は、本当に今後必要だなあという思いを持っています。

そこで、現在実施されております一人暮らし高齢者等の支援サービス、どのようなものがあるかお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

現在実施している一人暮らしの高齢者等への支援サービスはどのようなものがあるかについての質問でございますが、山江村在宅老人緊急通報装置貸与事業により、概ね65歳以上の一人暮らしで利用を希望される方につきましては、緊急通報装置を貸与することができます。現在の利用者は23人で、24時間体制で、緊急時に利用者の安否確認や救護等が可能な事業者2社と委託契約をしております。

そのほか配食サービス、外出支援サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、軽度生活援助サービス、生きがい対応型サービス、介護予防拠点事業として、公民館事業

を行っております。

また、ご家族の方が同一世帯におられましても、長期不在など同居の事実がない場合は、臨機応変に対応しております。日常生活の暮らしに健康不安等はないか、日常の見守りも重要であることから、民生委員や地域見守りネットワーク協力員による訪問活動を行っていただいております。

また、公民館事業等により地区全体で高齢者の方々の生活状況、生活面など情報交換もできており、包括支援センターでは、一人暮らし世帯、高齢者世帯の実態把握はしております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 一人暮らしされている高齢者の方は、不測の事態の安否も含め本当に心配であります。今、課長が申し上げましたとおり、福祉分野でも安否確認の見守りや緊急通報サービス、また、日常生活に必要ないろんなサービスを行っておられるということですが、今の一人暮らし高齢者の方の現状に則した安否確認のあり方など、新たな支援サービス対策の考えはないか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、一人暮らし高齢者等支援サービスの新たな支援対策の考えはないかの質問であります。今後も民生委員や地域見守りネットワーク協力員によります訪問活動のご協力を得ながら、見守りの充実を図ってまいりたいと思っております。

現在行っております支援サービスの継続と、また新たな支援対策に対しましては、生活の実態に特化した調査ではありませんが、予算でも計上させていただいております本年度実施します第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に係る介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果等をもとに、今後も新たな支援策、対策はないか検討してまいりたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 現状でできる範囲でのサービス等、やはりこれから現場をちゃんと見た新たな対策等も必要だと思います。私ども議会は政策提言もする義務がありますので、あえて提言したいと思いますが、例えば、防犯と見守りのホームセキュリティを兼ねた救急通報サービス、これは救急ボタンのマイドクターという名称ですが、これを身に付けておけば突然のけがや体調不良のとき、それを握るだけでサービス会社に救急通知ができる仕組みです。ペンダントみたいなものを持っていると、それを握るだけで通報できるという仕組みです。

さらに、腕時計タイプなら、突然意識を失って倒れるような異常を感知すると、

自動で通報するという24時間、365日体制で防犯と見守りを行っているサービス会社もあります。これは一人暮らしの高齢者にとっては大変良い制度ではないかなと思います。現状でできる範囲、今、提案しましたようなサービス会社の取り組みなどを研究していただいて、新たな支援サービスを考えていただき、一人暮らし高齢者の方が安心して生活できるような支援サービスの対策をお願いできたらというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

それから、質問事項の二つ目は、村民の声からということで、多くの村民から声を聞かせていただきました。これはケーブルテレビセンター職員等の倫理観と社会的責任の自覚についてということで通告をしております。このことは個人的なことではなくて、行政の仕事にかかわる者にとって、ネット情報の発信、言動が社会に及ぼす、また、行政に与える影響の重大さ、この観点から質問をいたします。

まず、現在のケーブルテレビセンターの行政派遣等の職員構成についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えいたします。

ケーブルテレビセンターの行政職、派遣職員の構成ということでございます。ケーブルテレビセンターの職員の構成につきまして、一般行政職が2名、派遣職員が3名の計5名のスタッフで構成しております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 10月25日に臨時議会が開催されました。その議会で提案されました議案の議決結果について、人吉新聞を引用して、職員の資質否定や誹謗中傷的批判の情報をネットに投稿し、拡散したケーブルテレビ職員がいるとの村民かの声がありました。私もネットのことを転送してもらいましたので、見たときに大変驚きました。このことを内容も含めてこの事実を承知しておられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

この件につきましては本人に確認をいたしております。

実は業務外に個人の機器を利用し、インスタグラムというアプリに投稿したことは事実であるということでありましたので、事実は確認をいたしております。ただ、この投稿の内容は、プライバシーの保護のもとある一定のメンバーしか閲覧することができませんので、どのような方法でですね、メンバー以外の方にも広まったかということの流れは、わからない状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今ですね、限られた範囲というけれどもですね、その限られた

範囲の方からまた拡散すつとですよ、このことは。これは大変なことなんですよ、事実。

また、このネット拡散に同調するセンター職員もほかにいるとの声も届きました。このことを把握されておられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） この内容についてですね、他にも同調する者がいるということでございますけれども、現在のところ誰が同調したかということの確認はとれていない状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 少し生ぬるいような感じがいたします。今回の事案でネットで批判された議員さんは大変憤慨されております。私はその代表として今、お尋ねをしているわけです。十分に議案の内容を審議、検討の上、意思決定された議決結果なんです。議案内容の詳細をどういうものか詳細に理解せずに否定し、自分の考えのままに、例えば、ここに内容を持っていますけれども、「何という人たちを議員にしてしまったんだ。反対した議員は村民の代表ではない、勉強し直してほしい。村民に不利益になることはやめてくれ。」そして、大きな赤い字で「後悔」と書き、それをネットで投稿したということです。

こういうことが、私、冒頭に申し上げましたように行政に携わる者ですよこれ、ケーブルテレビセンターにかかわる者が行っているものではないでしょうか。どう思われますか。今日、人吉新聞社の方も来ておられますけれども、人吉新聞の記事引用については承諾をとっておられるのでしょうか。私はこのネットの恐ろしさ、こういうことから今日は質問をしているわけです。しっかりとした職員への指導、教育の徹底を厳にお願いしたいと思います。

次に、ネットで拡散した内容を多くの村民の方が広まっていますから承知しておられます。その発信元がケーブルテレビセンターの職員ということに驚いておられます。職員に対しての厳正な処分等を含め、どのような対処をされたのか。また、聞きますと人材派遣会社の派遣社員とお聞きしました。派遣会社の対処はどうだったのか、お尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） まずこのことにつきましては、個人のプライベートの案件でありまして、言論の自由ではありますけれどもセンターに派遣されている立場ということでありますので、そのことを自覚するようにですね、本人と確認を行ったところであります。このことにつきましては、議員申されました派遣会社にも報告をいたしました。その後、派遣会社につきましては、事実の確認を行い、社員の

意識改革を図るため、社員の研修を行ったという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） この派遣会社、どちらかは私、知りませんが、やはり派遣する以上はですね、やはりきちんとした倫理的といいますか、やはりしていいことと悪いこと、守るべきこと、特にこのケーブルテレビというのは山江村の持つ本来に一つの特徴なんです。ここで働いている人がこういうことをしたならば信頼を無くしますよね。人材派遣会社からの派遣職員でもそこに勤める以上は職員ということで同様なんです。派遣会社、村にとってもこのことは倫理観の自覚と対応すべき重い課題だと思います。

今、ネット書き込み、情報の善し悪しの功罪が社会問題化しています。多くのネット問題が今、社会問題化しています。ケーブルテレビセンターに勤務する職員には、高い倫理的義務が課せられ、公的情報機関としての使命と社会的責任の自覚が必要で、恣意的、自分の考えとはいえ議会の意思決定である議決結果を批判し、議員の資質を誹謗中傷するということは、言語道断と言わざるを得ません。ケーブルテレビセンターの信頼と公益性を損なった今回の言動、管理不行き届きの責任は重いと考えます。管理責任について村長の考えを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは質問にお答えいたします。

この件はですね、私の職員時代からのいろんな思いの中でも政治姿勢でもあります。その考えをちょっと述べさせてもらいたいと思いますが、また、村長へ出馬する動機にもなっている私の理念でもあります。少し時間をいただきたいと思います。

職員時代からですね、地域づくりは、私自身、一人一人が本音でものを言うと、そして一人一人の本音の意見を尊重する。そして決定した事項はみんなで実践していくということを基本に、特に企画調整課時代、またその前はふるさとおこし時代を過ごしてきたということでもあります。

具体的に言いますと、総務課ふるさとおこし担当の折ですね、村営養魚場に展示してあったボンネットバスを、このボンネットバスを動かしてその活性化につなげたいと言った村民の意見がありました。その実現は非常に疑問だとする意見も多くあったわけではありますが、もちろん排除せずその意見を尊重して、希望者を募り、復活のための実践がその中から生まれたというものであります。十数名の村民の方々がそのボンネットバスを復活する会をつくり、会員の強い思い、またその行動がですね、いすゞ自動車がボランティアで足回りを整備してくれたというよう

なこともあり、ラジエーター会社の方がラジエーターが壊れているから寄附をされたということもあり、また、廃車証明がありませんでしたので、ボンネットバスのナンバープレートが、その交付を当初陸運局は不可能としていたわけでありませけれども、九州産交自動車の当時は津留さんという会長だったんですが、その尽力もありナンバープレートを取り、公道を走れるようになったというようなことであります。まさに地域づくりのシンボリックな存在がボンネットバスでございます。

また、個人的に申し上げるならば、私は地域で小山田わかもん会というのに所属しております。

○6番（横谷 巡君） 村長、ちょっと視点が外れていますが、ちょっと時間的な束縛がありますから。

○村長（内山慶治君） 非常にですね、じゃあ結論を言いますが、その前にこれも同じようなことをやりながら、二十何回の夏祭りを開催して、それから神輿を作ったり、それは同じく本音で言う本音を聞く、皆で実践するということであります。

ちょっと関係しますが、その後、私、村長になりました。平成17年に村民の住民ディレクター活動の発信の場として動画専門のホームページを作りました。そして全国の表彰を受けたことであります。

それを受け、市民メディア全国交流集会 in 山江というのが開催した折に、参加者200名弱おられましたが、参加者からこういう質問を私、受けました。「村長、市民メディアの基本、またジャーナリズムは、村政に対して批判することも当然起こり得る、そのことに対してどう考えるか」というような質問であります。

そのとき私、答えたのは、「村民が自由に自分の意見を言うことこそ村民自らが村政を考えることになり、村政の発展へとつながっていくので、批判も大いに受け入れたい」という返事をしております。加えて、私、役場職員に常日頃から何度となく言っておることがあります。それは、村民の反対意見、批判をしっかりと受け入れる。吸い込むことが大事で、批判を拒否する、遠ざけると村民との信頼関係は築けないよと言っています。まさに本音を聞き説明責任を果たすことで村政への理解をしてもらい、同時に村政への参加をってもらうことにつながっていくということになるということをおっしゃいます。私が日ごろからワークショップを大事にするのも、どんな少数意見も拾い上げながら、村政へ生かすことができないかということをお考えしているからでありまして、山江村100人委員会もまさに話し合いをなどと重ねながら、皆さんで協力して実践活動が行われているのは、まさに本音の共有と実践の成果であると考えます。

以上のようなことからですね、今回のSNSでの発信は、法令違反である守秘義務に関するのではなく、新聞報道されたことについて自分の意見を述べたに過ぎ

ないと思っております。議会の議決に対して村民はものを言うのは当たり前のことと私は考えます。特に私を含めて選挙で選ばれる者が、いわゆる公職にあたるものが、村民の自由な意見を排除するべきではないというふうに考えるわけでありまして、逆にSNSがこれほど発達した時代背景にあつて、公務員であろうとも全国では個人の意見として自由に発信をしております。

特に今回の案件は、先ほど課長が言いましたように、広く不特定多数に対して発信されたものではなく、インスタグラムという限られたグループ内での共有でもあり、設定によりまして24時間で消去されるというふうに報告を受けております。村政モニター山江村はつくっておりながら、今回総務省の白書にも載りました。これは村民の村政に対する批判を含めた意見を広く集めるものであり、それがモデルとなっております。

以上のようなことから、本人の責任については派遣会社で判断されると思いますが、基本的には村民の一人一人の意見は非常に大事だと、尊重していきたいと思っておりますし、そのことに対して我々は、執行部も議会もしっかりと説明をする責任があるのではないのでしょうか。

以上、答弁いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 私は今の答弁に納得いきません。役場に、行政にかかわる者がですよ、限られた範囲と言うけれども、その中身をしたらどうなられますか、各課の人たち等が。行政にかかわってない人、村民ならば私はそれはいいと思います。自由に批判なんでも。そうしないと行政成り立ちませんよ、倫理的に。何故私どもに何十名から、こういうことを見ましたけど、「ケーブルセンターに勤めている人がこういうことしていいんですか」で、「使用料払っているんですよ」で、「税金も投入しているんですよ」で、厳しく私たちにくるんですから。私たちは、村民から選ばれた議員ですから、それを受け止めてこういう場でどうですかで、これで職員としていいんですか、派遣会社の教育はどうなっていますか尋ねているんですから。これは多くの村民に聞いてください、どう判断されるか。村長の今、言われましたことがいいのか。全体的なことで山江村役場行政にかかわる業務の中での情報ネットのあり方、発信の仕方、どうなのか。

ケーブルテレビセンターというのは、山江村が唯一持っている公的情報機関なんですよ。そこでのルールを、働く人はルールを持っていないと。そらあもう自由だからと言ったらとんでもないことになると思います。

今年はケーブルテレビセンター開局して確か10周年だと思いますよこれ。やはり職員等の服務規律、信用失墜行為、守秘義務など倫理観や村民に及ぼす影響の重

大きさを自覚して、今後ケーブルテレビが永続的に続いていくということはですね、使用料とか一般財源、あとからもこのケーブルセンターの運営については、ある議員さんから質問があると思いますけれども、多大な繰入金を入れ運営しているんですよ。ですから、私は、今回のこの事案については、職員の自己研鑽等を深めていくことが必要というふうに考えます。

今、村長がおっしゃったようなことだと、職員も、私は言うごとせんとじゃないですか自由にしたら、ルールがないと。私たちは政治倫理条例で縛られています。していいことと悪いことが決められております。職員にも全体の奉仕者としての守るべきことがありますから、これはルールは大事なんですよ。ですから、例えばケーブルセンター等の自己研鑽の研修はどうお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私こうしてですね、議員の方とここで喋っていることは非常に意義深いものがあると思います。というのも、このやり取りは村民の方々がケーブルテレビを通じてその議論を観ていらっしゃる。そのことに対してまた広く意見が出てくるというようなことは、大事なことだとさっきから申しているところであります。公務員がいろんなことを発信することに制限をされているというようなことをおっしゃいましたが、私はそうは考えておりません。

ただですね、法例に違反をするような守秘義務の発信だとかいうことについては、非常にそれ自体は問題であります。業務時間以外に自分の意見を述べること、これは今あるフェイスブックにしろInstagramにしろ、つぶやいたにしろあり得ているわけでありまして、そのことが別に悪いこととはいっさい思っておりません。まさにそれぞれの個人の意見がそれぞれの中で出てくるというのは、私この世の中の当たり前現象だと思っているところであります。

そのケーブルテレビのことをおっしゃいますが、私は逆にケーブルテレビには、常日頃からいろんな課題について、今日何がありました、これがありましたのみならず、いろんな村民の意見を拾い上げてみてはどうかというようなことを言っております。そのこともまさに村民の意見を広く吸い上げることでありますし、そのことを村政に生かしていく、また、いろんなことをここで議論していくということにつながろうかと思っているところであります。見解の相違と言ってしまえばそれまでですけれども、私は一人一人がいろんな本音の意見をいうことが悪いことだと、法例に違反しない限り悪いことだとは思っておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、村長が言われたことはそれは当然ですよ。私が今日言うのはですね、ケーブルセンターという、村民から1,500円毎月取る。一般財源ど

れだけ年間入れていきますか。ここは公共の情報機関なんですよ。ここのルールをきちんとしておかないと、仕事以外、時間外だからインスタグラムとかSNSで流してもいい、そういうことじゃないと思いますよ、やっぱし。そこのところはルールを作っていくないと、これは大変なことになると私は思います。

このケーブルテレビセンターは、本村のよそにない特徴である一つでもあります。村民へのいろいろな情報を発信、提供する。暮らし、営みを共有する、どちらかというオアシス的な存在でもないでしょうか。村民利用者からの使用料、多額の一般財源からの繰入金で運営しております。公的機関としての目的と使命を果たし、信頼され、喜ばれ、期待されるケーブルテレビセンターとして、発展的な運営をお願いしたいというふうに思っています。

ケーブルセンターについては以上で終わります。

次に、質問事項の三つ目は、教師間のいじめ問題、「教師間のいじめ問題・働き方改革」等、教育委員会が果たすべき役割と活性化について通告しております。

昨今のいじめ、不登校や教師の働き方のあり方など、山積する諸問題を解決していくには、教育委員会の活性化が何よりも必要ではないかという立場で質問をさせていただきます。

神戸市東須磨小学校での教師間いじめ問題は、教育現場にあるまじき異常事態であります。子どものいじめ・不登校に対して、指導的立場にある教師が起こした教師間暴行問題について、本村教育行政のトップである教育長の見解を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

今回、神戸市で起きました教師間のいじめ問題の報道を聞きましたときに、私自身も本当に耳を疑ったところがございます。子どもたちにですね、いじめは絶対してはいけないと常日頃から指導しております教師間でいじめが行われていたというのは、学校や教員への信頼を揺るがす信じがたい不祥事であると私は捉えております。

また、同時に一人の人間として絶対許される行為ではないということも言えるかと思えます。私も38年間教員として勤務いたしましたけども、私の周りではそういう行為は一度たりとも聞いたこともございませんし、目にしたこともありませんでした。本当に信じがたい行為であったと思っております。

私は、教育は教師間、それから教師と子ども、教師と保護者の信頼の上に成り立っていると思っております。本村で絶対こういう事案が起きないように、教育委員会といたしましても学校としっかり連携を図りながら、先生方が何でも話せる明るい職場づくりの支援を、しっかりと教育委員会としては行ってまいりたいと考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） まさしくそのように私も思っております。

次に、学校経営の管理者である校長、教頭、それから子どもの教鞭を取る教師との信頼関係は、子どもの教育に大きな影響を与えます。今、教育長が、本村の学校ではこういうことが起きないようにということで申されましたけれども、本村学校における信頼関係、人間関係の現状について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。

まず、私もですね、この事案が起きてからすぐ校長会を本村でもですね、開催をいたしました。そして各学校の現状の聞き取りを行ったわけでございます。結果としましては、先ほど申し上げましたように、本村ではそういう事案は起きていないということでございました。もちろん私自身も週1回は必ず各学校に出向いてですね、子どもたちや先生方の様子を見たり、それから先生方と話をしたりしておりますが、教師間のトラブル等については聞いておりません。

また、先生方の本音が出る宴会ですね、これもよく出席しますけども、その席でもそういう話は本音が出るかなあと思うんですけどもそういうのは出ておりません。本村の先生方は、毎年行っておりますICT教育の研究発表会、これを一つのですね、目標としまして、まさにワンチームとしてですね、取り組んでもらっていると私は思っております。その中で先生方がお互いを認め、誉め、励まし合いながら望ましい人間関係を築いておられると思っております。そのことが子どもたちの教育のためには欠かせないものであると思います。今後も子どもたちの夢の実現のために、先生方が安心して教育活動に取り組んでいただけるような職場づくりの支援を、積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 最後の質問です。学校における働き方改革で、教職員の長時間労働が社会問題になっています。学校現場の労働時間、多忙さなどの改善、今日の教師間、子どものいじめなどの問題解決を図る学校改革のリード、そして、教師こそが子どもたちの未来を開き、育む土台との認識に立ち、学校環境の改善を進めていくことは、学校を管轄する教育委員会の果たすべき役割であり、活性化につながると考えますが、どうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。本当に議員が申されるとおりに思います。学校における働き改革が昨今大きな問題となっております。そのためにですね、教員志願者も年々減少しまして、質の低下が今、非常に懸念をされているところでございます。

この働き方改革につきましては、文部科学省のガイドラインを受けまして、超過勤務時間の上限を月45時間、それから年間を360時間を基本といたしまして、教育委員会でもガイドラインをですね、今、国に準じて作成しているところでございます。

また、本村は、昨年度から小学校部活動を社会体育へ移行しておりますし、いち早くICTを活用した統合型の校務支援システムの導入を図ったり、また、家庭で仕事ができますテレワーク、これをシステムをですね、構築しまして、先生方の超過勤務時間の削減に努めているところでございます。

このような取り組みによりまして、昨年度の本村の先生方の超過勤務時間の平均でございますが、これが40.7時間ということで国の基準を下回っております。今後もですね、先生方の超過勤務時間の削減に努めまして、先生方が子どもたちの夢の実現のために、元気で、一生懸命子どもたちの教育活動に当たってもらえるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 学校それから教育現場が抱える昨今の諸問題等から、大切な子どもの未来を育む教師へのなり手が減少傾向にあると言われております。これは今、教育長が言われましたように、非常にいろんな諸問題等から、先生になり手が減っているということが言われております。誇りとやり甲斐のある教師、頑張り、信頼され尊敬される先生は絶対必要であります。本村の学校改革のリードや教育現場の環境づくり、そして何よりも未来をになう元気な子どもたちの礎をつくることは、教育委員会の果たすべき重要な役割だと考えます。

教育委員会の活性化を大いに期待し、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、10番、秋丸安弘議員より、1. 農業振興について。
2. 地域おこし協力隊について通告が出ております。

秋丸安弘議員の質問を許します。10番、秋丸安弘君。

秋丸安弘君の一般質問

○10番（秋丸安弘君） おはようございます。10番、秋丸が議長の許しが出ました

ので、通告いたしました質問をいたします。

まず第一に農業振興について。その後、地域おこし協力隊についての2点を質問したいと思います。

まず、水稲、果樹の防除について質問をしたいと思います。

農業は高齢化、担い手不足により、働き手の確保は緊急を要し、その対策は本気で取り組む必要があると感じているところでございます。今年度は異常気象により水稲の早植えは稲が病害虫の災害が非常に多く、6月20日前後に植えた稲に対しては被害が少ないという状況でございます。今年の水稲の収量に関しましては、水稲が反当あたり5俵から6俵の現状でございます。粟に対しましても1割から2割減ということで、大変昨今の異常気象により計画どおり生産ができない状況でございます。

それに対しまして、今回防除について、ラジコンヘリ、ドローン等を利用する考えはないか、また、高齢化による人手不足のため防除、他町村のヘリを利用して防除の参加者を行政が取りまとめる考えはないか、村長の答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） おはようございます。それではお答えいたします。

まず、先ほど議員のほうで申されましたとおりでございますが、水稲防除についてということでもうちょっとお話をさせていただきます。県被害病害虫の防除所のですね、報告では、外注の飛来は6月中旬にと梅雨前線の活発であった7月上旬、中旬により、平年よりも多い飛来を確認されているとされております。早植え、普通植えでは、7月の調査時からトビイロウンカの発生が多く確認されており、早植えでは要防除水準を超えた圃場が多く、8月下旬から降雨が続き防除ができなかった圃場では、村内でも坪枯れが多く発生したというような状況でございます。粟の状況についても同じような状態でありまして、炭疽病とかですね、桃のゴマダラメイガというですね、病害虫により被害が出たというような状況でございます。

議員の質問の中でですね、無人ヘリ、ドローン等を購入できないかというようなお話がっております。この病害虫の無人航空防除の状況でございますが、空中散布等の実施計画書を事前にですね、県に提出しまして、県の無人航空機防除計画一覧に記載され、実施されております。これはミツホウといいますけども、蜂ですね、蜂に対する農薬危害防止を図るために、農業協同組合等がですね、防除を実施に関係する機関と養蜂家とのですね、連携や情報交換が図られるものでございます。

今年山江村でも6圃場ですね、1万5,000平方メートル当たりの水稲で散布の実施が確認されております。しかしながら、先ほどありましたとおり、村のほう

です、機械購入ということでございますけども、現在機械購入の考えはないところでございます。

ということでございますが、先ほど広域的にということでございますけども、先ほど言いましたとおり、現在は6圃場程度です、広域的な防除のほうが行われているということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今、答弁いただきましたけども、そのほかに今年も9月下旬になりまして、大変害虫の被害が増えた折に、防除してもらえないかという相談がかなりありまして、その点につきまして、私も今年ちょっとだけですけども、2回ほど航空防除をいたしまして、反当あたり3,300円で、大体年3回したところで1万円弱ということしておりますけども、やっぱり高齢化が進む中で、大変これを取りまとめてやってもらえれば、大変生産者の方も大変安心して農作業もできて耕作もできるんじゃないかと思っておりますけども、その点につきまして、今後やっぱり行政ではなくて、行政がケーブルテレビ等を使用いたしまして、発信する考えはありませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

農家からの要望ということでございますけども、先ほど申しましたとおり、無人ヘリ等のですね、防除につきましては、球磨のほうです、取りまとめを行いまして、それに関係しておられますオペレーターがですね、各町村の圃場をまわるといような状況になっております。今言われましたとおりですね、要望等が多いようでありましたら、役場のほうからもですね、JAのほうにでもお話をさせていただきながら、取りまとめができるようであればですね、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 山江村にも1人の方がオペレーターとして働いておられます。これは大変私もうれしく思っているところでございます。ラジコンヘリ、ドローン等の免許取得に対して、担い手また新規農業者を育てるために、免許取得の助成をする考えはありませんか。また、経費といたしまして、ラジコンヘリのほうが大体50万円程度、ドローンのほうが35万円程度の経費が必要ですので、できれば行政の助成のほうをお願いしたいと思っておりますが、どうですか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

免許取得に対する助成ということでございます。現在ですね、機械購入と申しますか、ドローンと無人ヘリですね、金額のほうを議員のほうから申されました。ただ、この件につきましては、不特定多数と申しますかですね、たくさんの方がなかなか免許として取れることがですね、できないような状況だと思いますし、専門性も必要だと思っております。今後ですね、そういうような要望と申しますか、やっぱり担い手不足によりましてですね、進めていかななくてはいけないというような状況になりましたときには、そのようなことも検討していかなくてはならないのではないかと申すふうには思っておりますが、現状のところは、まだ今のところは考えておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからも答えさせていただきますが、今後の方針でありますので私のほうからも答えさせていただきますが、先ほど課長が言いましたとおりですね、今年も大変反収が半分しかないというような農家もおられました。もちろん水稻は山江村の一番の主幹作物でもあります。一番年商が上がるという作物でもあります。ただ、あとそれをドローン、無人ヘリを使って航空防除をするという件に関しては、どれぐらいのですね、希望者がおられるのかということ調査をさせていただきながら、また、もちろん役場だけではなくて経済団体と申しますか、JAもありますし、民間のそういう団体もありますので、の協議の中で、効率的なやり方を検討していきたいと思っておりますので、先ほど課長が答えたとおりであります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やっぱり大変高齢化高齢化、担い手不足ということで、大変農業を取り巻く情勢は厳しい状態でございますので、できるだけそういう機会がありましたら、一つでも助成していただければ幸いかと思っておりますのでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。造成団地の農地集積状況についての質問をいたします。

農地集積してた担当の方が、今年急にお亡くなりになりまして、ご冥福を心からお祈りしているところでございます。農地集積につきましては、国・県の補助が平成29年度で終了し、川辺川造成地約57ヘクタールのうち、今年度集積目標が4%に達成しなければならないということで、造成地の1.96ヘクタールの集積が必要となっております。その場合、補助事業もかなりカットされまして、反当1万円ぐらいになりまして、19万6,000円程度でが申請が可能ということで、今の状況はどういうふうになっておられますか、質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

川辺川造成団地の農地集積の状況ということでございますが、まず農地集積集約につきましては、農地の利用適正化、つまり農地を農地として守り、地域の農業を未来へつなぐ活動の一つでございます。農地集積は、地域の中心となる農業形態に農地利用を集積させることを意味しております。質問にありますとおり、川辺川造成団地にはですね、平成28年に営農改善組合を設立いたしまして、農地集積加速化事業を活用されております。期間としては満了しております。先ほど言われました平成29年度ということでございますが、川辺川造成団地をですね、農地集積の重点地区として指定をしながら集積活動を進めてきております。川辺川造成団体地区では、先ほど申されましたとおり、範囲がですね、57.4ヘクタールのうち現在集積面積は7.6ヘクタールでございますので、集積率は13.78%というふうになっております。

議員申されましたとおり、最近はですね、最近といいますか、ここ近年はなかなか集積が進んでおりませんし、今後の取り組みといたしまして、農地集積管理機構の補助金はですね、令和元年度より要件が変更されております。機構の活用率、平成30年度までは20%から50%以下であれば反当たりの1万円、ただ、今年度におきましては4%、先ほど申されましたけども4%を超えて15%以下であれば、反当たり1万円に緩和されてということでございますので、先ほどから申されましたとおり、約20万円ですね、4%を超えた場合は約20万円程度の補助金が入るというようなことになっております。

ただ、先ほどからずっと話をされておりますが、なかなか造成団体のですね、集積が進まない状態でございますので、今後におきましても役場の集積のですね、専門員といいますか、専門員が現在おりませんので、そこもですね、また今後見つけながら、また農業公社のですね、集積専門員と、それから役場の担当とですね、協力しながら、集積は非常に重要でございますので、集積活動のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 集積ですけども、幸いなことに川辺川造成地に対しましては、荒廃地、遊休農地等はまず発生していない状況でございます。それに対しまして本当に一番問題になっているのが、賃貸が多いということで、かなり専業農家の方が一生懸命頑張っておられて、遊休農地等が発生しない状況でございます。今後ともいろんな面で集積等に私たちも協力していきたいと思っておりますので、執行部のほ

うもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、続いて、造成団地の畦畔の除草についてですけれども、これは大変造成団地につきまして、57ヘクタールの面積で畦畔が非常に高く、また道幅も半分ぐらいになっている状況のところが多々あります。そこで、畦畔が高いうえになかなか草刈り機等では除草ができない状態でございますので、今年農地集積事業のほうで今までの繰越がありまして、造成団地のほうで重機をリースいたしまして、ブッシュチップパーというリース機械をお借りしまして計画しているところでございますけれども、月極めで借った場合、30万円から40万円程度の経費が必要であります。これは人件費のほうは、多面的機能支払交付金のほうで支払うということで一応やっておりますけれども、この農地集積を村独自で助成する考えはありませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

まず、造成団地の畦畔ということでございます。先ほどから申されましたとおり、共同活動によりますですね、農地の水路とか畦畔あたりの作業をされておるといふふうに考えております。農業農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全活動を行っていくために、現在では、先ほど申しました山江村地域農業・水環境保全組織、多面的機能をですね、されている団体でございますが、多面的機能の交付金をですね、活用されております。農地維持支払交付金、地域資源の基本的な保全活動を活用して、地域の方々と共同活動による畦畔等の除草活動を行われているということでございます。

先ほど、機械、重機リースをですね、活用されまして、畦畔の草刈り活動等を行われているというようなことでございました。まさしくですね、共同活動によるその畦畔等のですね、活動は、地域を守っていくための、農地を守るためのですね、最大の手段でございますので、これを村としても支援をしていきたいというふうには考えております。

ただ、農地集積のですね、事業で刈りをされているということで、今後は村のほうで助成はできないかというようなことでございますけれども、まずは農地集積のですね、交付金を活用されているといいますけれども、お持ちでございますので、それを活用いただいて、なかなかやっぱりそれもですね、だんだん減っていくと思っております。減ってまいりますので、なかなかできなくなった場合はですね、また村のほうにもご相談をいただけましたらですね、私たちのほうもそれに対応して、できる限りはやっていきたいというふうに思っておりますので、今後検討させていた

だきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 大変今後シルバー人材センター、村道、農道を草払いされておりますけども、この機械を山江村で導入された場合、大体500万円ぐらい程度のパワーショベルとそのブッシュチップパーを付けた場合、大体500万円ぐらいでできるんじゃないかろうかということです、今後畦畔等、これは大変短く切って片づけもいらぬ状態で、大変利便性があるということで、大変10センチぐらいの樹木でも簡単に切れるということで、これを行政で今の建設課にありますユンボ等に付けられて、付ける場合は先だけで油圧ホースを引くだけでいいんじゃないかろうかと思っておりますけども、今後そういうふうに機械を導入する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

機械の購入ということでございますけども、まずといいますかですね、地域からの要望といいますか、どのくらいですね、要望があつてるのか。また、それからその必要性、それと効率性等もですね、勘案しながら、村としても予算的なことでもございますので、簡単に導入するということはここでは申し上げられません。今後ですね、いろんな内容等を調査をいたしまして、必要ということであればまた考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これは将来的には必ず必要になると思いますので、今後執行部のほうで考えていただきたいと思います。

続きまして、多面的機能支払交付金事業について、長寿命化のほうで質問いたします。

本年度から5カ年計画の説明があり、事業をする場合、200万円を限度とし、200万円をオーバーした場合は、県の判断を仰がなければならないということで、また、工事は連続して継続できないということで、虫食い状態で工事をしなければならないということでございました。

今回、議会で主軸事業要望で要望した折に、参議院議員の進藤金日子先生にお話をしておりましたところ、大変良い対応をされました。その後の状況についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

まず、多面的機能支払交付金ですね、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金というのがございます。先ほどお話しをしました共同活動については、維持管理支払交付金ですね、というようなほうで行っております。今、お話しをされたのは長寿命化のほうでございますので、資源向上支払交付金のことだというふうに思っております。

議員が申されましたとおりですね、施設の長寿命化においては、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動に広く使うことができます。

令和元年度より交付金の効果的な執行の観点から、原則として工事1件当たりの費用は200万円未満となっております。200万円以上の工事を実施する場合には、長寿命化整備計画書を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

まず、熊本県のほうでは、市町村が策定する農業振興地域整備計画書及び農業農村整備事業管理計画書の記載がまずないこと、それから500万円未満の工事であれば活動計画書、県の協議ですね、承認を受けて行うことができるというふうになっております。ですので、まずですね、500万円未満であれば県の承認を受けると、協議を受けながら進めていく、それ以上であっても県とのですね、協議を進めながら進めるということが可能ではないかというふうに思っておりますので、まずは組織の中でですね、計画を組んでいただいて、それから、村また県のほうと協議いただいて、認定といいますか、承認が取れば可能ということであろうというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今の答弁ですけども、500万円以下ということですね。それに対しまして今回排水路を換える場合、500万円ぐらいではいくらもできないということで、そして、結局は継続してできないという説明だったんですけども、進藤先生にお話を聞いたところ、そういうことはないということでした。できれば継続して連続でやらないと、途中途中を新設した場合どうにもできない状態でございますので、この件についてはどう判断されますか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ではこの件は私から答えます。

私も議員の皆さん方と国のほうへ、また国会議員のほうへ要望活動同席しておりました。議員がおっしゃられたことを進藤先生のほうにですね、要望されたのを覚えておまして、その足で私が離れた折にですね、県の農政部の局長が、この件については役場のほうに説明に来るというふうに、早速動いてもらっているところで

ありますけれども、なかなかその日程が調整つかずですね、今のところまだ局長見えておられません。

従いまして、その局長来られました折に、実は議員もぜひ同席してもらいたいというふうに思っておりますので、意見の交換をさせてもらいながら、有利な方向で検討していくということを考えているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 本当、今こういう用排水路は大変今、山江の田んぼ関係は傷んでおりまして、修理箇所がかなりあります。これをできればもう少し予算がこういう多面的機能支払交付金事業のほうが、もう少し金額が上がってくればある程度のことはできるんじゃないかと思っておりますけれども、なかなか金額が伴う関係上、本当に虫食い状態でしていかなければならない状況のところもありますので、今後、村長にもお願いいたしまして、今後ともたくさんの補助事業を取っていただきたいと思っております。

それでは次にまいります。認定農業者、受委託農家への助成の考えはということで、現在、認定農業者の数、認定農業者の基準等について質問したいと思います。

認定農業者に対しましては、基準、規約に対して、大変メリットがない状況でございます。それに対しましてこの認定農業者の数、認定農業者の基準、規約等について、ちょっとお伺いしたいと思いますので、村長のご意見をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

認定農業者の制度はということで、農業者がですね、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を、市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。

認定基準はということですが、計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること。計画が農地の適正かつ総合的な利用を図るために適正なものであること。計画が達成される見込みが確実であること。このような基準を満たせば認定農業者として認定をされております。山江村の認定農業者は、現在23名でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今、23名ということで、大変山江は一番球磨郡でも少ない状況でございます。それで今回認定農業者、受委託農家への助成ということで、他町村ではかなりの助成がなっております。山江も機械の導入、農地の購入等に対しまして、助成する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

まず、機械の購入等の助成ということでございましたけども、まず認定農業者のメリットということでちょっとお話をさせていただきます。補助金、強い農業担い手づくり総合支援交付金がまず受けられるということです。それから低金利な融資、スーパーL資金が受けられます。それから経営所得安定金、ゲタ、ナラシが加入できるというようなメリットがあります。農業者年金で社会保険料の国保補助が受けられる。農業経営基盤強化基準準備金で税制の特別措置が受けられるなどといったメリットがあるということでございます。

ただ、今言われましたとおりですね、いろんな認定農業者になってもその他の町村では何かメリットはありますが、山江ではないというようなお話でございましたので、他町村のほうをですね、ちょっとまだ確認はしておりませんが、ちょっと確認をさせていただいて、山江村としてもですね、必要な分があるようでございましたら、またそのあたりは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） それでは次に移りたいと思います。鳥獣被害対策についてでございますけども、現在の捕獲数量と猟友会の数、農家ハンターの育成の考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

まず、有害鳥獣の対策として、年間ですね、捕獲許可を村より、シカ、イノシシ、カラスは3カ月ごとに、またサル、アナグマ等は毎月許可証を出して、捕獲隊の活動を行っていただいております。

農家ハンターということでですね、というようなことではございますが、議員が考えておられますと申しますかですね、思われてますとおり、この捕獲隊と申しますか、有害鳥獣をされている方々ですね、高齢化が非常に目立ってきております。ということでなかなか鳥獣のほうですね、増えておる中で、高齢化によりハンターと申しますか、が少なくなってきておると。担い手のほうも少なくなってきておりますので、村としてもですね、免許取得等の助成を行いながら、このハンターと申しますか、免許を取られる方々ですね、助成を行ってきております。

私たちもですね、できる限りそういう方々をお願いをしながらですね、有害鳥獣、農林業の被害をですね、少なくしたいというふうに考えておりますので、できることであればですね、増やしていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 現在、電柵、防護ネット等で対策をとられておりますが、限界はきていると思います。電柵の周り、畦畔等、大変シシ等で畦畔が壊れている現実が多々見られるところがございます。その点につきまして、団地ごと、地域ごとにメッシュで囲う考えはございませんか。試験的でもいいと思いますけども、こうやって小さく電柵や防護ネット等でするよりも、本格的に試験的に地域を囲むごたる考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

まず、鳥獣被害対策については、議員もご存じだとは思っておりますけども、水稲とか果樹といえますか、については、まず3戸以上の方で話をして要望いただいて、電柵とかワイヤーメッシュもございしますが、等ですね、補助というか国の補助を受けて、現在資材費のみをですね、100%だしながらの補助を行っております。果樹とかですね、特養林産物につきましては、1戸からの防護策とかネットのですね、資材費の100%補助というのを村としては行っているところがございます。

今、ご質問のとおり鳥獣のですね、このネットとか電気柵の設置についても、個々に、個々というかですね、飛びながらといいますか、転々としているような状況でございます。言われましたとおり一帯的にですね、囲んでというような方法もあるかとは思いますが。ただ、これについても全体的なというかですね、農家の方々とか、その近辺の皆さんの要望がありましたらですね、そういう国の事業も実際あります。ありますので、国の事業を使ってといいますかですね、財政的な面もございしますので、そういう希望が、そういうお話がありましたらですね、3戸以上の事業で進めていければと、逆にそういうふうになっております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） その小さく点々とやるよりも大々的にやって、経費はその点ではかかるとは思いますけども、将来的にはかえって安くつくのではないかと考えてるところでございます。その点につきましては、今後とも検討していただければ幸いです。

それでは、次に移りたいと思います。農林産物の振興に対して、営農指導員を採用する考えはないかということでございますけども、農林業振興に対して営農指導員、また、現在のところ産業情報課の職員が、大変私なりに見ても農家の人たちの意見も聞きましても、大変農政の職員が少なく、もう少し農政のほうで増やしていただければと思っているところがございます。

その点に対しましてまた、村長の農林業の振興をうたっておられますし、今後特産品の振興をということであらうたっておられますので、営農指導員を1人早急に採用する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） この件については、職員の採用の件でありますから、職員といえますか、臨時も含めてですね、採用の件でありますから、私のほうから答えさせていただきますと思います。

営農指導員につきましてですね、本当に必要性を感じているところであります。ただ現在は振興局の農業普及振興課、また、県球磨農業研究所、JA球磨の各種専門の方々を招聘しながら、指導をお願いしているというようなことであります。

調べたところ、現在人吉球磨の市町村ではですね、営農指導員を直接雇用しているところはないということではありますが、ただ、私としては、適当な方がおられないかということをお県の振興局の農政部のほうには常日頃からお願いをしております。ただですね、畜産のOBの方おられるわけでありましてけれども、普通作、野菜、それから果樹、栗もあります、そういう方々のOBが、人吉球磨には今のところおられないというようなことでありますので、そういう方々がよそからでも来ていただけるのか。また、将来的にその営農指導員の方々がこの人吉球磨に帰ってきていただくのかということをお踏まえながら、また広く、本当はその県ですね、営農普及員のほうが適当とは思いますが、そういう方々がおられないかということをお広く人材を求めながら、大分農政ですね、が変化してくると思います。その人ですね。と思っておりますので、今ごとも検討してまいりたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やっぱり営農指導員というのは、大変私たちも期待しているところでございます。早急に実現するようにお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、地域おこし協力隊についての質問でございます。

採用の目的を最初お伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 地域おこし協力隊ということでございます。この協力隊はですね、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方におきまして、地域外の人材を受け入れ、地域活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズにこたえながら地域の活性化を図るために業務を行うということでございまして、この募集にはですね、山江村には地域おこし協力隊設置要項というのがありまして、それにこういう活動を行ってもらうということを掲げておりま

す。

まず、農林業の振興、商工業の振興、観光振興活動、村民生活支援に関する活動、地域活性化に関する活動、それに本村に定住し、起業または就業を目指すための活動が目的としてですね、この募集要項に基づきまして公募をしているということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今の採用された方は、何を専門分野にされておられますか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 今、現在雇用している協力隊につきましてはですね、今年設立がされました山江村観光交流促進協議会とタイアップしながら、外部から受け入れるイベント等を企画しまして、本村をPRすることにより、交流促進を図り、ひいては移住・定住につながるような仕組みづくりをサポートする活動を行っております。

また、現在、各地域で行われる行事等に参加し、村民等の交流を図っております。また、地域おこし協力隊としてですね、スキルをアップさせる、習得するために様々な研修にも参加しております。

以上が、現在協力隊が行っている活動ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 私も顔を見たことがありませんけども、もう半年近くなるわけですけども、地域の方、役場職員の方とのいろいろな意見を聞きましたところ、なにせコミュニケーションが取れていないということで、村民、役場の方とのコミュニケーションが取れていない状態で、観光諸々の仕事ができるかということで、ちょっと村長にお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 現在、地域おこし協力隊1人山江村のほうに来ていただいているところであります。顔を見たことないとおっしゃいましたが、各座談会にはですね、連れて行きながら紹介をしたところでありますが、なかなか本人がそれぞれの村民にかかわるということが少ないのかなと思いました。ただ、委嘱期間は一年一年であります。最長3年まで延ばせるということでございますので、議員がおっしゃられました件につきましては、しっかり検証をしながら、その結果等に、また効果等どのようにあるのかというのを検証しながら、契約の件は当たっていきたいと、検討していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この件につきましては、大変村民の方も関心を持たれており

ます。できる限り地域に溶け込んで、また、行政の職員の方とも一緒に活動されまして、もう少しコミュニケーションが取れますようお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時40分とします。10分間休憩です。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 引き続き再開をいたします。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番、立道徹議員より、1. 想定外の自然災害に対応した防災減災対策について。2. 委託職員について。3. 道路工事について通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目はですね、想定外の自然災害に対応した防災減災対策についてでございます。

今年はですね、相次ぐ台風発生で、日本全土において大きな被害をもたらしました。今後も超大型台風や豪雨が発生する可能性は高く、本村においてもですね、昭和19年の災害では村内に大きな被害、災害をもたらし、また近年においてはですね、平成5年、万江川流域では堤防の決壊もありました。このような大きな災害がいつ発生してもおかしくない状況下にあると思います。

そこで、まず河川の土砂堆積状況の調査と対策、次に堤防の決壊、越流の恐れのある箇所点検、そして、土砂災害警戒区域指定外の危険箇所の調査についての3項目について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

村内を流れる万江川、山田川は、1級河川球磨川の支流の河川となります。現在球磨川水系の治水対策について検討を重ねておりますが、抜本的な治水対策が決まっていない状況ですので、通常に対応策についてお答えいたします。

まず、河川の土砂堆積状況の調査、対策についてでございます。河川の土砂堆積状況につきましては、梅雨期など河川の流量の増加に伴い、堆積土砂の状況が毎年変動いたしますので、県並びに山江村では、特段の調査などは行っておらず、要望があれば随時対応している状況でございます。

続いて、堤防の決壊、越流の恐れのある箇所の特段の点検についてでございますが、県管理河川におきましては、河川管理計画に則り河川の維持管理に努めております。平常時の河川の巡視を行っているほか、出水期前にも河川の点検を実施されております。山江村におきましては、特段河川のみの特段の点検は実施しておりませんが、道路パトロールを兼ねて河川沿いにあるブロックの状況など目視点検を行っております。

最後に、土砂災害警戒区域指定外の危険箇所の調査についてお答えいたします。土砂災害区域の指定でございますが、こちらは土砂災害防止法の指定条件に則り指定がなされております。今回ご質問の土砂災害区域指定外の危険箇所の調査についてでございますが、基本的には指定条件からはずれてる所については調査対象外となっておりますが、平成28年熊本地震に伴い、現在、県が新たに指定箇所の調査を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 村としても県としてもですね、村内で調査と対策等の考えもないということでございますけど、特に万江川、山田川の河川にはですね、先ほどちょっと課長からお話があったとおり、県からの要望があれば調査されるということ、県のほうにですね、状況等を報告され、県が調査、または対策を行うということだと思いますけど、例えば、河川掘削工事においてですね、万江川、山田川、どの地区に堆積しているか、その状況をですね、村が県に要望、陳情されるのか、また、県からですね、そのような状況の地区を調査して報告するのか、伺いたいと思いますけど、村から県か県から村か、ちょっとお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

基本的には地元から情報や要望があったところを現地調査を行い、村のほうから県のほうへ随時報告等を行っております。併せて、毎年県と市町村間のあいだでヒ

アリングが実施されますので、重ねて要望を行っております。

要望に則り熊本県のほうが河川掘削工事を実施される際には、事前に連絡調整を行いながら、情報の共有を図っているところでございます。併せて、基本的にはこちら、山江村のほうから河川掘削箇所の要望を行っておりますが、県のほうで直接県のほうに伝わった情報に関しましては、県のほうから山江村にそういった情報も下りてくるようになっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） お互いに村と県が連携しあってということでございますけど、今年はずね、この人吉球磨地区では、河川掘削工事は総合防災、総合流域防災です、という事業で20数箇所のやっぱり工事が発注されておりますので、来年度もはずね、多分多くの発注が見込まれています。要望・陳情または状況報告です、活発にお願いしたいと思います。

また、1点だけですけど、山江村でははずね、尾寄崎地区の宇那川流域の村道吐合宇那川線です、これが時々です、陥没するような状況が続いておりますので、幸いにもはずね、その影響で車の事故等が発生していませんが、河川側を見たらはずね、根継ぎしてあるコンクリートが宙に浮いている状況が見受けられますので、今後この路線の点検は重要だと思いますので、現在はどのような調査とか点検を行っておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

村道吐合宇那川線の道路状況の調査でございますが、村道吐合宇那川線は、宇那川線と平行して走る道路であります。常に道路パトロールの際には、護岸ブロック、道路の状況などを目視点検を行っているところです。なお、パトロールの際に道路の路面状況など変化があるところを発見した際には、安全対策を取りながら注意喚起を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 財政がはずね、大変厳しい中での補修工事です、根継ぎがそうやって宙に浮いてる状況でございますので、多分村の一般財源からの出費となると思います。現在でははずね、そういう災害がないもので災害査定を受けることは多分できないと思います。これだけのはずね、日本全土が大きな災害がある状況の中で、減災対策であらかじめ危険箇所の補修工事等をはずね、国や県からの補助金でできないか。また、そういう今後そのような事業等はないのか、ちょっとお尋ね

したいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

先ほど議員が申されたとおり、補修工事につきましては、ほとんどの事業がですね、一般財源からの持ち出しとなっております。しかしながら、国のほうが現在、防災・減災対策である国土強靱化基本計画も含めてですね、該当する補助メニューが見つければ、補助工事の実施に向けて検討を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） そういう事業があれば本当に減災対策になると思います。

次の質問に入りたいと思います。

頻発する想定外の自然災害発生をですね、視野に入れた防災・減災対策及び計画作成の考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 近年に発生します自然災害につきましては、防災・減災対策について、想定される荒廃地、砂防、治水等の災害を事前に把握し、早期に状況を確認できるよう情報の伝達体制を確立した対策を図るように共有をしておるところでございます。

ハード面の対策につきましては、災害が想定される急傾斜の防災対策、それから河川堆積物の掘削、橋梁の架け替え、補強、補修、それから、全般的に国が進めます国土強靱化対策における社会資本整備事業により事業を進めております。

ソフト面の対策につきましては、災害が発生しやすい、また発生する恐れのある場合においては、避難収容計画に基づき、公共施設などの指定緊急避難場所としまして16カ所を指定しまして、さらに地域の緊急避難場所として、各地区の公民館10カ所を指定しております。

以上のような年々発生する想定外の自然災害に対しましては、毎年開催いたします防災会議におきまして、山江村地域防災計画に基づき、災害予防計画の中から、近年の状況に応じて毎年更新をしておりますので、地域にあった防災・減災対策を取り入れた防災計画は作成しているところでございます。

また、なお日ごろからですけれども、村民の皆様には災害が予想される、国が発表します警戒レベル5段階の情報を判断材料としまして、早めの行動をとってもらようよう防災行政無線等を利用しながら、速やかに皆様へ情報を伝えるよういたしておりますので、明るい時間帯での早めの避難準備と避難開始をとっていただくようにしていただきたいと思いますところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 先ほど課長がですね、山江村地域防災計画書、防災連絡会議の資料になりますけど、この項目にですね、修正を速やかに、必要があるときには速やかに修正するとありますので、いろいろ検討しながらですね、修正をお願いしたいと思います。

防災・減災対策の一つにはですね、防災訓練も必要だと思いますけど、どのような訓練で、年に何回ほど行われているか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 現在、防災訓練ということでございますけれども、県や広域本部ごとに大規模な防災訓練は、図上及び実動訓練、年に1回程度行われておりますが、本村が行う訓練につきましては、現在は消防団の秋季訓練等で団員を中心に実施しております。また、併せまして、予防消防などのパレードも実施しております。

また地域では、各地区ごとに地域の危険箇所を地域住民自ら認識してもらうということから、自主防災組織を結成しまして、地域防災マップを作成し、危険箇所、避難所、避難経路の確認、過去に災害のあった箇所等の点検などを、自主防災組織の中で防災訓練を実施される地区もございます。

今後でございますけれども、今年度におきましてヘリポートの離着陸場も整備されることから、村内はもとより、消防本部も交えた合同の広域的な防災訓練も計画をできたらということで考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） ヘリポートの話が出ましたのでちょっとヘリポートのことで、現在、役場敷地内にですね、ヘリポートの事が施工されておりますけど、想定外ですね、災害が予想される中で、山田川が氾濫した場合、この役場にもですね、床上床下そういう被害があると思います。万が一ですね、このヘリポートが使用できない場合はですね、代替のヘリポートはあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員申されましたように想定外の災害、水害があった場合ということで、ヘリポートが浸水した場合ということでございますけれども、現在、建設していますヘリポート地区、この地区は浸水想定地区外ということで整備を進めているところでございます。もし想定外であって浸水した場合ということで、代替地のヘリポート箇所につきましては、現在丸岡公園もですね、消防本部を含めて数回訓練も行っておりますので、そちらがヘリポートの離着陸場になるかと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） まずはこのケーブルテレビがありますので、住民に対してですね、最低3日間の食料、飲料水、生活必需品、とにかく防災グッズですね、そういうものをケアしていく、3日間はですね、自分の命は自分で守るということで、そのへんのほうもですね、積極的に啓発して行かれることをお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。定住人口増対策としてですね、安全な地域農地の農振地除外を検討する考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 定住人口対策として農振地除外ということでございます。農振地の除外につきましてはですね、具体的な整備計画に基づきまして、最終的には県が許可をするということでございます。もちろん定住促進を図る施策のためにもですね、土地の整備も必要でありますし、農業振興のためにもですね、農地を守るといっても大変重要な施策でありますし、また今後ですね、その両面から協議を重ねていくことが必要だというふうに思っております。

本村におきましては、村の活性化のためにもですね、定住促進は非常に重要な施策でありますので、この事業の促進のためにも農振除外をですね、重要な施策としまして、そして議員申されますとおり、最近いどこで発生するかわからない想定外の自然災害に備えてですね、住みやすい安全な土地を確保するなど、いろいろな計画とですね、照合しながら、そして、村だけではなくて、民間による整備も推進しながら今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今、課長が言われましたとおり、住みやすい安全な地域ですね、地域農地、もし農振地除外になったら行政のほうもですね、そういう造成工事に関してもタッチされなくてもいいと思いますので、そのへんはですね、民間が入ってくるような状況にしていただければ、良い宅地ができるんじゃないかと思えます。

それでは、2点目のですね、委託職員についての質問でございます。

2020年度よりですね、非常勤職員、臨時職員には期末手当の支給が決定しておりますが、村内のですね、業務委託職員、給食調理員、スクールバス運行管理、学校施設等の営繕管理とか公用車運転管理、そしてまた人材派遣のケーブルテレビ、放送番組制作の方々にはですね、該当しないと思えますけど、行政からですね、この委託業者には、そういう期末手当の支給等の要望とか指導はできないもの

か、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、今回ですね、法改正がありまして、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化、適正化を確保するために、一般職非常勤職員を会計年度任用職員として制度が創設され、本村においても今回の12月の定例議会に条例制定の提案を行っているところでございまして、承認いただければ来年の4月1日から施行ということになるところでございまして。

議員のご質問の公用車及びスクールバス運転業務、学校給食調理業務、道路維持管理業務についての職員の身分につきましては、現在一般職非常勤職員、それから臨時非常勤職員など、非正規職員としては任用しておりませんで、それぞれの企業の社員として業務へ従事していただいております。

現在の業務内容や処遇については、従事者の意見をもとに仕様書を作成しまして、相手企業と契約を取り交わしております。契約期間につきましては、平成29年度から今年度までの3年と定めているところでございまして、今年度の契約期間を終了することになりますが、来年度以降の契約に向けて、今後は業務内容、処遇等を検討しまして、関係企業と協議を交えながら業務委託職員としての契約をしたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 委託業者に一任されるということが最終的な目標だと思いますけど、特に給食調理員さんとか、新人の方もですね、ベテランの方も能力がある方、ない方も一律だと聞いております。このような状況の中でですね、仕事をされている方は、ストレスも溜まり、事故等も考えられます。そのためにですね、やっぱり期末手当等で差をつけるのが妥当だと思います。特にこの業務委託職員の方々はですね、仕事辞めた場合は退職金も何もありません。何とかですね、希望が持てるようなですね、ご配慮をお願いしたいと思います。

じゃあいよいよ最後の質問になりますけど、この質問はですね、何回か開通することに対する質問でございまして、今回はですね、現在この道路をですね、利用される、村道神園平山線ですね、現在この道路を利用される車も多くなっており、特に狭い場所で離合できなくてですね、後退しての離合状況でございまして、地元からの要望で、離合場所だけでも設置できないかということがありまして、その区間はですね、用地買収も終わっておりますので、そういう要望があったものですから、できないものかと伺いたいと思いますけど、お願いできますか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

道路利用者につきましてはですね、大変ご迷惑をおかけしているところでございますが、村道神園平山線の部分的な道路改良の要望でございますけれども、事業計画としましては、主要地方道坂本人吉線の取り付け部分を起点として、農道丸岡線との取り付け部分を終点とした改良事業を計画しております。

今回部分的な道路改良の要望箇所である中間区間におきましては、平成25年3月に用地買収のほうは完了しておりますが、先ほど申しました起点・終点側につきましては、未だ用地のめどが立っていない状況でございます。よって、補助事業等のもとより起債事業の採択要件も見込めない状況でございますので、事業の財源としましては、一般財源の持ち出しとなってまいります。よって、財政的に有利な補助金等に該当しない現時点では、部分的な改良についても考えておりません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） この件に関して村長の見解はございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 建設課長が答えたとおりであります。あの路線はですね、主要地方道坂本人吉線と農道丸岡線とをつなぐ道路であります。要するにその改良事業が認定されますと、補助事業により、また起債事業により、また交付金事業により道路改良が行えるということでもありますけれども、現在のところ離合箇所だけだとすると、一般単独で相当の経費がかかることが予想されてることでもありますので、職員には補助事業等の対応がない、補填がない事業については、基本的にはやらないというふうに申しておりますので、改良は考えておりません。

ただし、今ですね、国のほうは10兆円規模の補正予算を考えております。未曾有の予算でありまして、これまでにない予算規模の事業が、まだ内容はですね、経済対策と強靱化の予算としか聞いておりません。12月9日あたりに正式に見えてくるという、予算の規模も含めてということでもあります。その強靱化もしくは経済対策に対する要望調査が今、来ているところでありまして、県のこれは自民党の国会議員団ですけれども、取りまとめて各市町村の事業を一斉に国のほうに要請すると。今日、今まで諸々の一般質問があった事項も含めてですね、要望するということは可能でありますので、その付近がどうなるかということではありますが、その付近での対応ができたとしても考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 本当やっぱり補助金がないとですね、単独では大変厳しい財政状況でございます。何とかですね、補助金があれば前向きに検討していただければ

と思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分とします。

-----○-----

休憩 午後0時08分

再開 午後1時09分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をします。

次に、2番、久保山直巳議員より、1. 公共施設バリアー解消について。2. 防犯対策・防犯カメラ設置について通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳議員。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2番、久保山が一般質問を行います。

公共施設バリアー解消について。そして、二つ目が防犯対策・防犯カメラ設置についてということで質問をいたします。

まず、公共施設バリアー解消について。先の国会で重い障がい、車椅子と介助者が必要な木村英子、船後靖彦両議員が質問に臨まれました。障害があっても質疑ができるよう、電子機器を通じた音声で、発言や代読などを認めた参院の対応は、合理的配慮と言われ、広く社会に認められたところであります。

また、障害者差別解消法が国や自治体などに義務づけているが、両議員は地域で当たり前前に生活するには、バリアーがたくさんあると指摘されたことは、その声をしっかり受け止め、社会全体で様々なバリアーの解消を急がなくてはならないということで、新聞の社説でありました。

そこで、本村における公共施設のバリアフリーの状況を伺うとともに、本村庁舎の耐震基準は満たしていると聞いております。エレベーター設置等をし、階段を登ることのできない方、車椅子の方々の2階の改善センター、会議室、庁舎2階大会議室及び2階各所箇所、または議会傍聴室へ行けるバリアフリー化を進めていく考えはないか伺います。

そして、総合振興計画、障がい福祉の推進というところで、ビジョンは地域共生社会を実現しますとあります。役割使命では、地域社会で受け入れていく環境を整備していきますとありますが、バリアフリーも含んでいるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まず、村内の公共施設についてお答えいたします。

施設の長寿命化を図るために、山江村公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の管理計画を行っております。これは本村の財政負担を軽減、平準化、現有する公共施設等の適切な配置を実現するために、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画したものでございまして、建物においては、各施設の健全度調査と緊急度調査を行っております。施設の改修時期の目安としており、施設の健全度と緊急度で施設の改修または更新を行う場合の参考としております。

議員ご質問のバリアフリーの状況でございますけれども、ほとんどの施設は1階フロアの件ですが、車椅子の利用は出入り口等は段差解消のスロープを整備しております。また、多目的トイレ等も各施設に設けておりますので、概ねですけれどもバリアフリー化は進んでいる状況と思われまます。

しかしながら、議員申されましたように、2階建ての公共施設等においては、ほとんどの施設が通常の昇降の階段となっております。身体に障がいのある人や車椅子を利用される高齢者、障がい者の方は、2階への出入りができなく不自由な状況でございます。役場の2階などへ用事があられる際はですね、関係職員が対応いたしますので、1階の窓口で遠慮なく申しただければと思います。

以上、健全度それから緊急度ということで調査しました結果、役場、庁舎等もですね、議員申されましたように耐震化も進んでおりますし、議会棟のほうも耐震構造ということで認識しております。今後はですね、修繕、更新を行っていき、施設の長寿命化を図っていきたいと考えているところでございまして、従いまして、現在のところ役場庁舎のエレベーターなど等の昇降機の整備についての計画はございませんけれども、今後要望が増えまして、また財源的に予算措置が可能になった場合には、改めてバリアフリー化の検討もしたいと考えておるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、課長が申されましたようにですね、状況を見ながらですね、進めていかれていただければというふうに思います。誰もが公共施設、庁舎内移動ができるですね、早期バリアフリー化の期待をし、次の質問に移ります。

防犯対策・防犯カメラ設置についてということでございますが、まずはじめに、自主的な防犯の推進というところでございますが、まず、第6次総合振興計画の中

です。行政だけでなく村民自身が防犯意識を高め、誰もが安心・安全に暮らすことができるむらを目指すとあります。自主的防犯の推進では、子どもや障がい者、高齢者など、事故や犯罪に巻き込まれる危険性が高い村民を守り、安全確保を図るため、地域でパトロールを行うとありますが、具体的に地域でどのように行っているか、伺いたいと思います。

また、本村においてのですね、犯罪件数及び不審者情報、平成30年度について併せて伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、まず村内での活動ということでございますけれども、村内では、各団体、消防団それからPTA連絡協議会、防犯ボランティアや交通指導員などの各種団体が、登下校中の子どもたちの見守り、声かけ、地域内の安全点検等の防犯パトロールを実施しておりまして、それぞれの自主的な防犯活動を行っております。

その中で、平成16年に山江村生活安全推進協議会を設置しまして、各団体の自主防犯活動に関する情報共有や村に対する要望、意見、提案をいただく場を設けておるところでございます。警察や駐在所とも連携を取り、また管内や村内等の特殊詐欺や重大事件等が発生した場合には、すぐさま村民に周知するように情報網の許可を図っているところでございます。村内でも通学路の安全点検や概要等の設置、交通安全キャンペーン等の実施といった様々な防犯対策に取り組んでいるところでございますけれども、安全で安心して暮らせるむらづくりのためには、村民の皆様一人一人の防犯意識を向上させていくことが、最も重要であると認識しているところでございます。今後も引き続き防犯にかかる啓発活動を積極的に実施しまして、地域で自主的な防犯活動への支援を行いながら、村、それから警察と地域が一体となった防犯体制の確立に努めていきたいと考えておるところでございます。

それから、犯罪の件数ということでございますけれども、現在、今、11月末までのこれは人吉警察署の調べによるところでございます。まず、人吉署管内の発生件数は148件ということで、前年と比較しまして12件の減少でございます。7割が窃盗ということでございました。

それに伴いまして、山江村の犯罪件数は、これは10月末現在でございます。0件でございます。昨年比で、前年比で言いますと、マイナスの4件ということでございます。不審者の情報も0件ということでございまして、ちなみに、昨年の1年間は、これはすべての犯罪ということで、7件、暴行2件、窃盗4件、詐欺1件というところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、説明をいただきました。そういったところでですね、村、地域と一体となってですね、取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、次に、児童の防犯ブザーの携行状況について伺います。

村内小学校入学時に支給されている児童の防犯ブザーの携行状況について、本年度の上半期の学年ごとのですね、携行率、日ごろから持ち合わせている携行率、また、防犯ブザーのですね、作動のチェックなどをされているのか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。

下校途中のですね、子どもたちが、不審者から声をかけられたり自動車に無理やり乗せられようとするなど、犯罪がですね、全国であとを絶たないわけでございます。そこでそういう犯罪から子どもたちを守るためにもですね、本村では、小学生は基本的に防犯ブザーを携帯させて登下校させております。この防犯ブザーは、毎年1年生に県内の企業様から提供がございまして、入学式の日全員に配布しているところでございます。しかし、電池が切れたり無くなったりした場合は、保護者の方に補充等をお願いしているところでございます。また、学校では、定期的に防犯ブザーの状況をチェックしたり、不携帯或不具合があれば、保護者に連絡を取って対処してもらっているようにしております。

先ほど、ご質問がございました件で、現在の保持率でございますけども、小学生の1年生がですね、95.2%、それから2年生が58.1%、3年生が63.9%、4年生が55.6%、5年生が30.0%、6年生が30.3%でございました。数字を見ておわかりのようになりますね、学年が上がるにつれまして保持率がちょっと低下している状況でございます。防犯ブザーは、子どもたちをですね、犯罪から守る大切なものでございますので、再度学校を通しまして、保護者へ登下校での携帯を強くお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） やはりどうしてもですね、低学年から上級生にかけては所持率が下がるというのは、全国的にもこのような傾向のようでございます。子どもたちにですね、防犯ブザーの大切さを意識してもらうためにもですね、そういった定期的な防犯ブザーのですね、チェックの実施をお願いしたいというふうに思います。

次に、本村の防犯カメラ設置状況について伺います。

地域社会における人間関係の希薄化が進行する中で、伝統的な警察の捜査手法では限界もあり、刑法犯の検挙数もですね、大きく減少しているような現状です。その中で、人口の多い都市圏においては、防犯カメラが商店街など様々な場所で設置されており、防犯カメラの映像で犯罪者の検挙につながっていることは、ニュースなどで頻繁に報道されているところであります。

一方地方においては、防犯カメラ設置が遅れているのが現状ではないでしょうか。そこで本村の防犯カメラ設置状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、本村では山江村生活安全推進協議会の中で、自主防犯活動に関する情報共有や村に対する要望、意見提案等を協議しております。そんな中、防犯カメラの設置等も検討しておりまして、防犯全体に関することも協議しております。

議員のご質問の設置状況ですけれども、村内には9カ所ございます。その中で、山江村が設置した箇所が8カ所ございまして、役場に4カ所設置しております。それから丸岡公園に3カ所、淡島地区の淡島トイレに1カ所、もう1カ所は、これは合戦ノ峰観音堂、これにつきましては、地区のほうからですね、山江村が補助しております自立支援事業の補助金を活用したところでの設置ということで、村内は9カ所防犯カメラ設置しているということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 村内では9カ所の設置ということのようです。

それでは、本村はですね、高速インターも近く、不審者は町中の防犯カメラを避け、手薄な山村地域にですね、ターゲットを向けることも危惧されるところでございます。防犯カメラが公共の安全を確保するために重要な役割を果たすようになっていて、平成26年のですね、警察白書でも指摘しております。当然防犯カメラを設置したからといって、100%安全が保たれるということでは言うまでもありません。しかし、通学路、村内、入り口への防犯カメラ設置により、子どもや村民を犯罪から守る効果も期待されます。そして、犯罪の抑止と検挙につながるのではないのでしょうか。設置には様々な課題もあります。プライバシー、費用、管理等の問題もあろうかと思いますが、防犯カメラは犯罪の起きにくい地域環境づくりに欠くことのできないツールであると思います。

そこで防犯カメラ設置に向けた、先ほど防犯推進協議会もあるというふうに話が、答弁がありましたが、そういった設置に向けた委員会等の立ち上げなどはでき

ないか、提案をいたします。いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員が申されましたように委員会設置ということでございますけれども、先ほどから本村には山江村生活安全推進協議会も立ち上げております。その中でも防犯カメラ等に関する設置等のいろいろな要望にも対して協議をしておりますので、なおですね、その委員会を立ち上げるとまでもいなくても、この推進協議会で協議をしていけば良いかということで考えているところでございます。

ちなみに、その委員会でもですね、話が出ましたのが、来年の設置箇所ということで、来年は村内に、議員が言われますように本村の入り口等にですね、設置したいと考えているところでもございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 協議をですね、今から進めていただけるということと、また、来年度においてはですね、村内入り口にカメラの設置も今、計画していただいているところのようでございます。さらなる住みよい安全・安心の実現のためにですね、防犯カメラ設置のですね、期待をし、質問を以上で終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、3番、中村龍喜議員より、1. 地産地消の学校給食について。2. ケーブルテレビの運営について通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜議員。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村から一般質問を行います。

最初は、地産地消の学校給食についてと、もう一つは、ケーブルテレビの運営についてということで質問をさせていただきます。

まず最初に、地産地消の学校給食についてですが、聞くところによりますと、学校給食の食材供給者が辞退されたというふう聞いております。その際、野菜類は引き継がれましたけれども、米については定かではないというような話を聞いておりますので、実際にそういう供給者の辞退があったのかということと、米のことについてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

地産地消コーディネーターということでございますが、まず学校給食側の意向と食材収量の調整、安心・安全な食材を農家の方へ連携しながら納入し、給食室へ配送するなどの業務がまずあります。

食材供給業者の辞退ということでございますが、コーディネーターと農家や業者間にまず納入のですね、価格の差とか、予定数量等の確保ができない場合ということでございましたらですね、他の納入業者のほうから納入する、農家やですね、業者のほうから納入することなどの対応が、対応するというところで思われますけども、直接今のところコーディネーターのほうから、食材供給業者が辞退したということは聞いておりませんし、把握はしておりません。

それから、米のことということでございますけども、米の場合であれば、昨年納入しておりました業者のほうからは、9月末で米の納入取引を終了したいというような旨のですね、連絡がコーディネーターのほうにはあったということは聞いておりますけども、辞退をされたということは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 12月のですね、やまえ広報に、学校給食食材の自給率が載っておりました。品目については50品目が載っておりましたが、総体的に総仕入量というのはキロ数で書いてありましたけども、1,686キロでございました。そのうち山江村産は887.2キロ、全体の52%です。しかし、そのうちの米が495キロで山江村産の供給の55.7%、サトイモが90.4キロということで、これも村の産物の中の10.1%です。米とサトイモが全体の65.9%です。野菜は29品目納められておりましたけれども、村内産は95.6キロで、野菜だけで見ると12.1%の結果です。

このことから考えますと、およそ29品目のうちの17品目については、山江村産がないと。品目を見てますと、山江村内で作られている野菜もかなりあるなど。しかし、17品目についてはゼロであったということから考えれば、この地産地消のコーディネーターの役割は、はたして果たされているのかなと強く思いました。それで考えまして、そういう事態の中でコーディネーター料の支払いはいかなものかというふうに思いましたので、このコーディネーターの役割についてお話を聞かせていただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

地産地消のコーディネーターの役割が果たされているのかどうかということでご

ございますけども、まず地産地消のコーディネーターの役割は、先ほど申しましたけど、学校給食における地産地消の推進のため、農家側と給食側の情報を全般的な仕組みでサポートしながら、顔の見える安心・安全な食材の提供及び農家所得の向上を図るため、村内の生産者等から農林産物等を集荷し、学校等へ配送するなどの業務がまずございます。また、この集荷、運搬及び学校等に、生産者の調整に関する業務や学校給食で利用される食材の種別及び使用料を把握し、村内自給率の向上に資する調査とその報告の役割もまずございます。

現在の状況ということでございますが、先ほどから申しますとおり、農家と学校給食側の情報の連携、供給しながら村内の野菜等の集配と給食室への配送、それから、毎月1回開催される学校給食会議等での村内産食材の提案や調整、新たな生産者への食材の生産依頼など、役場ですね、地産地消担当や地産地消協力推進員と連携をしまして、各農家のほうへ精力的に出向くなど、1年間を通して食材の提供、確保に向けた業務を行っている状況であります。出荷する農家の方々もですね、聞くところによると増えつつあるというふうに考えております。

しかしながら、議員が申されましたとおり、コーディネーターの現在お願いをしております事業所におきましては、専属者といえますかですね、方がいないながらの業務ということで、複数人でのですね、活動を行っているなど、ときには学校側からの食材の調整がスムーズにいかない場合があったとかですね、ということはちょっと聞いております。今後においても体制もなんですけども、正常に見直していただきながら、本来の業務を確実に行っていただくよう、再度お願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、食材が山江産のほうが少ないということをお話でございましたけども、やっぱり肉、牛乳とかですね、全品目が山江のほうで供給できるものではございません。でありながらも先ほど申しましたとおりですね、食材を入れていただける農家の方は増えつつありますので、今後もコーディネーターとですね、協力しながら、また農家の方々、集荷いただける農家の方を増やしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、説明をいただきましたようにですね、農家の所得を上げるというようなことが、大きな一つの目的ではなかろうかなというふうに思っているところです。でも、先ほど申しましたように、野菜等については、山江村内で作られてる方もたくさんおられるのに、納入がゼロというところがありますので、先ほど言いましたように、29品目中17品目については、納入ゼロというような結果

でありますので、今後についてはですね、そういう農家の人たちの把握を努めながら、できるだけたくさんの食材が地産地消として学校給食に使われるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いては、2番目のケーブルテレビの運営についてということですが、質問の中にはですね、現在のケーブルテレビの利用率というようなことで書いておりましたけども、加入率ということでお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） ケーブルテレビの加入率というご質問でございます。

今年の11月末時点でですね、実質世帯数は1,143戸でありまして、そのうちケーブルテレビが936世帯でありまして、率にしますと81.89%、また、インターネットの加入率は273世帯でありまして、23.88%というところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今言われたようにですね、このケーブルテレビというのは、村民のすべての方に配信されるのが筋かというふうに思っております。しかしながら、今、聞きますと81.89%と、残り約20%近くありますけれども、今後においてですね、この未加入の家庭についての加入促進というようなことは考えておられますか、そこをお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 未加入者のケーブルテレビの加入促進ということでございます。今、ケーブルテレビでももちろん加入の促進を図っておりますし、広報にもですね、定期的にも加入の促進を図ってるということでございます。また、この数字が高いか低いかということではですね、もうちょっとやっぱり率を上げたいなというふうな行政の気持ちもありますので、そのへんはしっかりと今後も加入の促進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ケーブルテレビの加入促進ですけれども、もちろん加入されると月に1,500円の負担金が要するというところであります。ただ、加入負担金の3万円はですね、そのまま無料化しております。ご案内のとおり、ケーブルテレビ光ケーブル網は、全村的に張りまわしておりますので、加入したいということであればその工事はできるということでもありますので、ぜひ加入をいただきながら、これは山江村のいろんな要するにコミュニティによる制作といいますか、いろんな出来事が流れるということでもありますし、また、行政の情報も逐一流しておるところ

であります。もちろんこういう議会情報もありますが、そういう情報収集というめんからにつきましてもですね、できるだけ多くの方に参加してもらえるように、今後ともお願いをしてみたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今言われたようにですね、広報等においてもケーブルテレビの加入というのが載っております。これは見ておりますけども、未加入の世帯というのはわかっているはずですので、戸別にでもですね、やっぱり加入促進をしていくべきじゃなかろかなというふうに思います。今後そういう推進の仕方をお願いしたいというふうに思います。

それから、もう一つは平成30年度の収支についてお伺いをいたします。見てみますと約1億円近い事業になっておりますので、その内訳についてもお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） ケーブルテレビ事業の平成30年度の収支といたしますか、決算ということであろうと思います。歳入で言いますと1億255万6,687円ということでありまして、内容としましては、使用料等が2,535万1,034円で、歳入の全体の約25%ということであります。それから、一般会計からの繰入金が6,380万円ということでありまして、全体の62%、それから、繰越金が1,340万5,000円で全体の13%ということで、歳入の構成割合を申しました。

歳出につきましては、総額が9,629万4,671円でありまして、内容としましては、派遣職員の業務委託料などの総務費が1,305万4,810円ということです。ケーブルテレビ事業の運営のための点検、または機器整備などの事業費が8,323万9,861円あります。歳入から歳出を引きました626万2,016円が、これが翌年度への繰越ということになります。

以上が平成30年度の決算であります。ケーブルテレビも開局から10年ということでありまして、機器の老朽化に伴います更新を3年間で行ってまいりました。今年がですね、今年度が3年目ありますので、来年度の一般会計の繰入金、平成30年度は6,300万円ほどでありましたけれども、約4,900万円の減となる見込みでございます。

ちなみに、このケーブル事業に対しましてはですね、特別交付税の措置がありまして、平成30年度はケーブルテレビ事業の自主放送分に対しまして、6,539万8,000円が特別交付税として交付されてくるということでございます。

以上が収支ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、課長のほうから報告がありましたようにですね、私が一番気になったとは繰入金だったんですが、6,200万円ですかね、あるわけです。でもこの中には村債、ケーブルテレビ施設整備費というのが載っておりました。昨年度については4,980万円です。今年につきましては、4,970万円と10万円は安くなっておりましたけども、この運営の中でですね、こういうふうな村債を使っていかなければ運営が難しいのかと。先ほど交付税のほうでもかなりの額をみてもらっているということでもありますけれども、これは永久的なものではないというふうにも思いますので、そこらへんを村長にもお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど課長からですね、申しあげましたとおり、平成28年度から機器の入れ替えを行ってきたということでもあります。従いまして、5,000万円程度はですね、機器の入れ替えの経費として繰り入れをしてきたということでもありますから、来年度からはそのお金が要りませんので、5,000万円程度また繰り入れが安くなるというような状況でございます。

従いまして、毎年この金額を繰り入れるということではなくて、機器の更新に伴う繰り入れの額がここ3年間伸びたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 3番、中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、村長の説明がありましてですね、その機器の入れ替えがあったので、非常に高額になったというのは理解できます。実は3日前に五木村のケーブルテレビ事業ということで、ちょっと五木村のほうに行ってきました。年間予算がですね、3,138万2,216円というような事業です。その機器の入れ替えがどうのこうのというのは私は知りませんでしたので、あら、これは山江の3分の1以下だなと。

まず一番気になったとは、経費は何が一番要りますかというようなことでしたけども、その中で、五木村で言われたのは、共架料、要するに九電とかN T Tの電柱の使用料なんかがですね、680万円ほどかかるとと、共架料の使用料がですね。それと人件費はどうですかというふうなことをお尋ねしたら、皆さんもご存じだと思いますが、西川さんが1人だと、非常に頑張ってもらっているというようなことで、山江から来てもらって頑張ってもらえますのでというようなことでありましたけども、単純に9千何百万と決算で出ていた中でですね、五木村が極端に低いなど。もちろん収入もですね、人口も少ないわけですけども、利用料については山江村の半分以下、1,144万8,000円しか入ってきてないということですけど

も、今後におきましてはですね、この運営の中において、中身の精査なんかもしていただいて、より良いケーブルテレビの運営をしていただければというふうに思います。全体的な見直しを新年度あたりについては、してもらえればなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、5番、森田俊介議員より、1. 国栗のブランディングと栗まつり事業について通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。5番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○5番（森田俊介君） 議長のお許しができましたので、5番、森田より一般質問を行います。

質問内容は、通告に従いまして行います。

質問は1点であります。明確にお願いいたします。

ブランディング事業、栗まつりについての質問であります。一答一問でお願いいたします。

ブランディング事業の委託料については、6月定例議会で予算案が計上され、修正案が可決したところであります。山江村村制130周年記念事業栗まつりは、台風17号の影響もあり中止になりましたが、準備等など大変だったろうと思ひます。日程の変更などはできなかったのか。また、協賛店の対応に迷惑はかからなかったのかお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 栗まつりの中止ということについてのご質問であります。延期はできなかったのかということをございますけども、実行委員会です、急遽でしたので委員長と副委員長を集まっていたきまして検討しました。延期につきましてもですね、検討しましたけれども、いろいろな機器のリース料、リースの期間の延長に伴う経費が増額すると。また、台風が接近するということでありまして、農林産物の被害も予想されるということから、中止とさせていただいたところであります。

また、出店店舗が中止になったということでありまして、迷惑をかけなかったかということをございますけども、大変出店中止につきましても、申し訳なく思ひますが、ご理解をいただきたいと思ひますし、ただ、出店予定店舗には、天災等によりまして中止となった場合には、補償はしませんという注意事項を承諾の

上、出店の申し込みをいただいております。しかし、ご迷惑をおかけしたことは事実でございますので、来年も栗まつりを計画する予定でおりますけども、このときもですね、しっかりとそのへんのことを検討の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 迷惑をかけたということで、今の気象状況は、天気予報も早くからわかっているような情報が流れますので、早めですね、対応をしてほしいなあというふうに考えております。

また、栗まつり中止になりましたが、9月1日から30日までは、山江村レシートラリー、また、栗まつりのスイーツ協賛店の原材料、やまえ栗の配布や買い取り状況はどうなったのか。結果についてお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） レシートラリーにつきましては、24件の申し込みがありまして、全員の方がですね、やまえ栗を使ったスイーツを購入されてるというレシートで確認しましたので、景品を送付をさせていただきました。

また、スイーツ店の原材料の配布状況ということでございます。やまえ栗のですね、無償の提供ということでございますが、これにつきましては、新商品開発用の試作品として、出店予定数15店舗のうち13店舗に提供いたしております。これは申し込みということで取っておりますので、その13店舗が申し込みをされたということでもあります。無償提供の素材につきましては、生栗が5キロですね、そして渋皮煮が2キロ、甘露煮が2キロ、栗のペーストが2キロを上限としており、提供しました実際の全体の数量につきましては、13店舗に対しまして、生栗が5キロ、渋皮煮が10キロ、甘露煮が2キロ、栗ペーストが全体で12キロということになります。この経費全体の金額にしますと、約12万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） そのやまえ栗の協賛店の配布は役場がしたのか、それとも物産館がやられたのでしょうか、窓口はですね。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 店舗への無償提供素材は、実行委員会の予算より提供いたしております。この件につきましては、実行委員会ですね、予算として承認をいただいたということで、この実行委員会の予算より支出をしているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その協賛店に配布したのが、全部で17万円ぐらいだったということですが、17万円ぐらいでそのくらいでできるかなあとと思いますが、その足らなかった分は、ある協賛店で買っていただいたということで理解してよろしいでしょうか。幾らばかり売れたのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 栗まつりを開催しますとですね、昨年が大体スイーツ展の売上げが400万円以上ということでございまして、この無償提供ではですね、決してその数量は確保はできないということでございます。この必要な数量につきましては、無償提供以外の分は、その会社自体でですね、購入いただいたということでございます。どのくらい個数ができたかということではですね、会社が持つてこられる判断に任せておりますので、そのへんは把握はいたしておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その実行委員会がこの12万円の予算でしたということですね。それだったらオーバーした分は、ある会社といたしますと、山江の会社はある会社がしたんですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 無償提供分は12万円ということで、それ以上の分はスイーツの会社がそれぞれ購入をいただいたということでございます。出店者がですね。出店予定の店舗がですね。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その12万円は無償でやっとな。スイーツ会社は、その必要な分は自分で購入をさせていただいたということではよかったですよね。ばってん売った会社というのはどこが売られたんですか。物産館ですか、それとも役場というか、物産館かどうかでしょうか。

〔「その12万円分ですか」と呼ぶ者あり〕

○5番（森田俊介君） いやいやいや、そのオーバーした分。

〔「オーバーした分はそれぞれの会社で買ってるんでしょう」と呼ぶ者あり〕

○5番（森田俊介君） 買ってるということは、山江の業者さんから買ってるんでしょう。じゃなかったですか。

〔「それはちょっとわからんです」と呼ぶ者あり〕

〔「どこから購入したかてたい」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質問内容はわかりましたか。平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 無償提供分につきましてはですね、株式会社やまえと

やまえ堂から購入をしまして無償提供しています。残りの分につきましては、ペー
スト、生栗、甘露煮、渋皮煮ということでございますので、この2店舗からそれぞ
れ購入をいただいたというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その会社ば言ってもらえればわかったんですけども、わかり
ました。

栗まつりのときですね、シンガポールからパティシエさんが来村されていまし
たが、次の事項についてお尋ねいたします。

これは村が招待といいますか招聘したのか、それとも物産館が招待したのか、お
聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） このパティシエの招待ということでございます。これ
は実行委員会からでもなく村からでもなく、将来のやまえ栗の振興を図るというこ
ともありまして、（株）やまえから招待ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その招聘の来賓された目的をお尋ねいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ジャニス・ウォンさんを招聘したということは、それまでに
ですね、山江のペーストを使って月餅を作ってもらっておりました。月餅をですね。
それを広くシンガポール中心に売ってもらったということでございます。そういう
関連もあり、栗まつりに来ていただけないだろうかということと呼んだというこ
とであります。ただ、台風で栗まつり残念ながら実施できなかった。山江としても
2、3、000万円儲け損のうたなあという気がしますがけれども、出店店舗もです
ね、実は続けてはできないと。一番忙しい時期ですね、そういう事情もあったか
というふうに考えます。航空賃、宿泊費、これは日本に来られたついでに呼びまし
たので、24万円、株式会社やまえのほうで支出して招聘したということでありま
す。ただ、当然今後そのペーストを使って、やまえの栗のペーストを使って、いろ
んな商品開発もしてもらおうということにもなっているところでもありまして、従い
まして、（株）やまえの売上げ増加のためにですね、やったと。

ただ次の日、やまえの栗拾い体験をされておりながら、全世界にですね、自分の
スマートフォンで流しておられました。イベントとつないでですね。そういう山江
で栗まつりしていますというようなことを通じてしておられたということです。

ジャニス・ウォンさんはどういう方かともう一度言いますと、ネットで調べると
すぐわかるわけですけども、これは世界グルメサミットアワードからペストリー

シェフオブザイヤーのタイトルを、平成23年、25年、27年に獲得しておられます。また、平成24年から平成26年までの3年間、これはベストデザートレストランとして受賞されているところでありまして、それから、平成24年には、世界の若い女性シェフとして、新進気鋭のパティシエということで受賞されております。また、アジアのベストパティシエシェフとしてですね、平成25年、平成26年に、要するにアジアNo.1のパティシエということで、この人が世界から注目された人が、何らか山江村の発信をするというのは、ものすごく影響力を持った人だということも考えているところでありまして、今後そういう機会がありましたら、また山江の栗を使ってですね、いろんな商品開発もお願いし、情報発信、また山江村の栗の発信をしていけたらと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 物産館からこの経費は出ているということですがけれども、8月に物産館から2名のシンガポールに行かれましたですね。その費用はどのくらいかかったのかと。その成果ですか、それをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） ここでしばらくの間、暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時04分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開いたします。

平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

8月にシンガポールで開催されたイベントに出店に行っております。3泊4日でありまして、経費的には約35万円ということでありまして、これは株式会社やまえが支出をしております。

今後ですね、その成果ということでありますけれども、そのときに先ほどの有名なパティシエとお会いしまして、今後そのパティシエが行うイベントにですね、やまえ栗を使っていくように打診をしているところでありまして、現在はそのパティシエとのやり取りも含めまして、向こうが検討中ということでございます。

〔「売上げは、売上げ」と呼ぶ者あり〕

○企画調整課長（平山辰也君） 以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） この旅費等が、これは合わせてですよね。シンガポールから来られたとも行ったとも合わせて。

〔「物産館が払ってます」と呼ぶ者あり〕

○5番（森田俊介君） （株）やまえが出して135万円と、合わせてですね。はい、わかりました。

お尋ねしますけれども、シンガポールから2人こっちに來られて、何泊か知りませんが、これは温泉センターかなんかに泊まれたんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 栗まつりのときに來られたときの宿泊ということですか。これはシンガポールからは1人でありまして、もう1人はアシスタントとしてですね、広島県から新幹線で來られたということでもあります。前泊されまして2泊ということでありましたので、この宿泊先につきましては、人吉ということでした。

〔「経費は、24万円の」と呼ぶ者あり〕

○企画調整課長（平山辰也君） 経費は24万円ということでございます。2人の経費で24万円ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 旅費等で135万円の出費を出して。

〔「35万円ですので100は要りません」と呼ぶ者あり〕

○5番（森田俊介君） ああ35万円。その（株）やまえが出したということで、逆にお客さんが温泉センターにも泊まらなかったということは、なんかこれはおかしいんじゃないかなあと私は個人的には思いますけれども、村長のお考えは。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 泊まる泊まらんは別としてですね、これは地方創生交付金で実は対処する予定だったわけでありまして。ところが、地方創生交付金が議会で通らなかったということで、株式会社ですべて対応しながら、株式会社の今後の要するに営業活動の一環として支払ったということでもあります。温泉センターに泊まる泊まらんというのは私も初めて知りましたけれども、それも含めて今後付き合いがあつて來れるということであれば、温泉センターに泊まるようお願いしたいということなんです。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） はい、泊まる泊まらんはということですが、村民の意向としてはやっぱりですね、お客さんが來たならば山江の温泉センターに泊まって、山江の状況などをちゃんと把握していただいたら、アピールしたらいいんじゃないかなあとというふうに思います。

また、栗まつりが中止になりましたけれども、山江の出荷組合、やまえ栗の出荷

組合ですね、生産たちの売上げなんかはあったのかなかったのか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） ここで森田俊介議員にお願いいたします。

通告外の質問については取り上げませんので、よろしくをお願いします。

○5番（森田俊介君） これは通告というか、栗まつりのことに対する質問ですから、いいんじゃないかと思うんですけど。あったのかなかったのかでいいです。売上げがあったのかなかったかでいいです。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 栗まつりは中止ということでありましたけども、9月いっぱいですね、栗月間というふうに定めておりまして、その中で栗の生産者による直売を行っております。9月8日と29日にの2回でありますけども、合計しまして約120キロで14万円の売上げがあったという報告は受けております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） ならあったということですね、それはよかったことですよ。

このブランディング事業の委託については、修正案がでて可決したところがございますけれども、ブランディング海外戦略の推進委員からの経過契約の補償の請求はなかったのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 質問の要旨をもう一度お願いします。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） ブランディング事業を計上されましたですね。そのときにも修正案が出されて否決になりました。可決になりました。修正案が可決したところありますから、そのときにですね、その前にブランディング事業として、いろいろと推進委員の人から、調査とかいろいろな旅行の補償とか、いろいろなことがあったというふうに思いますけれども、その向こうからの補償はしてくれということはなかったのでしょうか。わかりますか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 補償ということであります。この推進交付金につきましては、昨年度は推進交付金を活用をいたしております。それで単年度事業でありますので、その年度で支払いを行ってるということで、その補償してくれとかそういうことはございませんでした。

〔「なかった」と呼ぶ者あり〕

○企画調整課長（平山辰也君） はい。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） いろいろとお聞きしましたけれども、栗まつりも中止になつたりして大変なことだったろうというふうに思いますけれども、この栗まつりと産業祭、これを一緒に日程を考慮する考えはないでしょうか。これはちょっと時期をずらしたりなんかしてですね、一緒にしたら予算上も削減できるんじゃないかなあというふうに思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） イベントの開催はですね、お答えしますが、それぞれ目的があります。栗まつりは完全にやまえ栗の産業化のイベントでありまして、先ほど言いましたとおり、いろんな効果を含めて2、3、000万円の効果はあるんだろうというふうに考えます。

もう一つ、産業振興祭りは、農業慰労祭、1年間の農家の方の慰労祭の目的があるわけでありまして、それを一緒にできるかどうか、ということは課題がありますけれども、また時期も違います。9月の中旬、最盛期と11月の第3日曜日ということもありますので、今度検討はする必要があるかと思っておりますけれども、非常に難しい部分もあろうかなというふうに考えます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 山江村議会はですね、地方自治法第96条2項に従った基本的な条例、山江村総合計画、山江村基本計画、山江村福祉計画、山江村農業振興計画など、変更、配置に関する事など決議決定する最高機関であります。議会を軽視した行動など、首長の1人の決めては危ういことから、議会と執行部の協議の基本的な考えを持ち、運営を解決する考えであります。

一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時21分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、4番、赤坂修議員より、1. 有害鳥獣駆除対策について。2. 行政区の防犯灯について通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修議員。

赤坂修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂でございます。7番目、最後の一般質問となりますが、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、1点目といたしまして、有害鳥獣駆除対策についてということで通告しております。今現在、11月1日よりシカ・イノシシについての狩猟の解禁、15日より狩猟鳥獣の猟が解禁されておりますが、最近、交通量が多い道路でもちょっと民家が途切れた道路脇や田んぼの中を、ミミズや草の根を食べるためでしょうか、掘り起こされ荒らされている所をよく見かけます。年間を通じて有害鳥獣の駆除は行われておりますが、減っているのかなあと思うところであります。

そこで、平成30年度の有害鳥獣による農林産物の被害状況についてどのようなになっているのか、減少傾向にあるのかお尋ねいたします。

また、村民の方で、山江村以外の市町村にも農地を所有されておられると思いますが、その農地に対する農産物の被害も入っているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

有害鳥獣による被害状況ということでございますが、平成30年度有害鳥獣における農林産物の被害は、被害面積3.4ヘクタール、被害額が140万円程度となっております。シカ・イノシシ・サル・カラス等に加え、最近ではアナグマ・川鶺についても有害鳥獣として認定しており、特にアナグマについての被害が顕著であるため、平成30年度は小型の箱罠についても追加で購入を行って対応しているところでございます。

被害状況の内容というか推移ということでございますけれども、平成26年度におきましては、被害額が約870万円ほどございました。ということでございますので、平成30年度現在ではですね、減少傾向にあるということでございます。

それから、地区外の被害ということでございますけれども、山江の地区外の被害状況は含まれておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 平成26年度が870万円で、平成30年度140万円ということで、被害状況については大幅に減少しているということでございますけれども、有害鳥獣による農林産物の被害を減らすためには、農地や植林地への侵入を防

ぐ対策として、今回の補正予算でも鳥獣被害対策施設整備補助金として100万円が計上されておりますが、防護柵、電気柵、シカ被害防止ネットの設置補助等が行われておりますが、設置後の除草作業の維持管理などの問題など、なかなか農地、植林地への侵入を防止することが難しい現状であり、このようなことから、有害鳥獣の個体数を減らしていくことが最も有効な対策ではなかろうかと思えます。

午前中の秋丸議員の質問の中でも農家ハンターの育成について質問がありましたが、有害鳥獣の駆除に対する対策、補助はどのようなことを行われているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

本村の鳥獣被害防止計画に基づく被害防止策の実施するために、鳥獣被害防止対策における実施隊等も設置をしております。これにおきましては、まずは実施隊、捕獲隊というような捉え方もございますけれども、鳥獣免許所有者実施に積極的に取り組むことが見込まれるものとかですね、主に鳥獣被害の捕獲に従事することが見込まれるものであって、これを適切かつ効率的に行うことができるものに限るということでございますけれども、山江村では、鳥獣被害対策実施隊ということで、先ほど言いました捕獲隊という形で捉えておりますけれども、現在7班体制、29名ですね、猟友会山江支部長から各班班長に指名して、班長は各班の連携した対象鳥獣捕獲員をするということでございます。この方々によりまして捕獲計画、被害防止計画の実施に取り組むために、関係機関と連携し、捕獲計画に基づき猟友会と対象鳥獣捕獲員が協力し、個体数の減少に向けた活動を実施しております。また、任期は鳥獣被害防止計画で3年で見直しを行うため、3年としております。

補助については、有害鳥獣捕獲補助として、1人1万5,000円の補助を出しております。また、有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣の調査、被害状況の調査、有害鳥獣の追い払い等ですね、指導など活動を行うために、役場内に平成24年に有害鳥獣被害防止実施隊を設置しております。これにつきましては、産業振興課長を隊長としまして、現在8名の実施隊がおりまして、それで活動を行っている状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま補助対策については、実施隊の設置、捕獲隊、これは猟友会の方だと思いますが、7班編成で行ってるということでございました。答弁をいただきました捕獲隊については、有害鳥獣捕獲隊1人当たり1万5,000円の補助をされているということでございますけれども、ただいま課長が申されました山江村鳥獣被害防止計画では、平成24年10月に実施隊が設置されております

が、この構成員としては、産業振興課長を隊長とする以下8名となっており、役割といたしましては、有害鳥獣の捕獲、捕獲の処理、有害鳥獣の調査、有害鳥獣の追い払いとなっており、有害鳥獣の捕獲とありますが、実施隊の中で狩猟免許の取得状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

先ほど平成24年10月に役場内に実施隊を設置しております。免許所有者ということでございますが、現在、先ほど申しましたとおり産業振興課内の隊員約7名、それから他1名ということで、1名の隊員について免許ですね、罨免許の保有者ということになっております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま免許取得については、1名が罨免許を取得されてるということでございますけれども、有害鳥獣の捕獲については。捕獲隊ということで、猟友会の方へ依頼されているということだと思いますが、実施隊員については村長が任命するとなっており、先ほど課長が申されましたように、対策に積極的に取り組むと見込まれるものから任命する者、捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有する狩猟免許所持者、猟友会の方が該当すると思いますが、猟友会の方からの実施隊や対象鳥獣捕獲員の編成は考えておられないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

先ほどから申しますとおり、役場内の実施隊につきましては、役場内で隊員をですね、編成をしております。有害鳥獣のほうの捕獲隊ですね、捕獲隊のほうからの介入ということでございますけれども、現在は7班体制の29名としてですね、有害鳥獣の捕獲のほうをさせていただいておりますので、役場内の実施隊のほうの追加ということでは考えておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 私が実施隊についての編成ということをお伺いいたしましたけれども、実施隊員、捕獲員についての優遇措置というのがありまして、これは計画、国のほうで定められていると思いますが、優遇措置としては、技能講習の免除、狩猟税の減免、非常勤の公務員として公務災害などの適用などがあります。現状については猟友会とも十分に協議されていると考えますが、駆除隊の高齢化も進んでいる中で、優遇措置のある実施隊員や鳥獣捕獲員の採用など、啓発活動などにより後継者、新規免許取得者の確保など、興味を持たれる若い人が出てくるのでは

なのいでしょうか。実効性のある有害鳥獣の捕獲体制の確立を期待いたします。

続きまして、先ほど免許取得についてはお答えはなかったわけですが、狩猟免許取得支援事業として、平成23年度から10万円を限度として、新規に狩猟免許を取得するために必要な経費の補助をされておりますが、これは自分の地域のことでありませけれども、毎年栗園や田んぼにイノシシやシカが入り被害が出ているということで、地域の依頼もあって支援事業を活用して罠狩猟免許を取得したんですが、罠狩猟免許取得については、講習会受講料、受験手数料、診断書手数料など2万円ぐらいの経費ですみました。しかし、狩猟の免許を取っても県に狩猟者登録をしなければ狩猟もできないし、当初の目的でもある有害鳥獣の駆除もできないということです。狩猟者登録をするためには、狩猟者登録経費、例えば狩猟税、登録手数料、写真代などの経費も発生します。狩猟者登録の経費も補助対象にできないのか。また、罠狩猟については、例えば、くくり罠については1基5,000円ぐらいで市販されておりますので、補助対象経費に含めることができないのか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

狩猟免許の拡充ということでございます。まず、狩猟免許については、先ほどから申されましたとおり、猟銃、網猟、また罠猟ですね、であるようでございます。山江村では主に銃猟、罠猟の免許取得が主であり、免許取得に係る講習料や受験手数料、許可申請、診断書料等の費用を支援する助成、先ほどから申されました上限10万円も行っています。

しかしながら、鳥獣被害が増加する一方で、免許取得者の高齢化などから免許返納される方もおり、狩猟にかかわる人が減少しており、新規狩猟免許取得者を増やすことが重要であることから、何らかの支援の拡充を検討していく時期ではないかというふうに思われております。

先ほどお話がありましたとおりですね、そういうような話がですね、聞こえてくるようでございましたら、他の町村とのですね、内容も確認をいたしまして、対応できるものでありましたらですね、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） せっかく10万円の限度を設けてございますので、補助対象経費の範囲を広げることでですね、またそのことを啓発活動していくことで、若い農業後継者の新規免許取得の確保もできるのではないかと考えるところであります。

早急な対応を期待いたします。

次に、有害鳥獣の被害状況をお聞きいたしましたが、村外の農林産物被害は含まれていないということですが、猟期期間中は、狩猟者登録をした県内全域で駆除をすることができますが、猟期期間終了後、特に4月から10月にかけて、野菜、果樹、栗、水稻など、農林産物の収穫期に多く発生する鳥獣被害に対して、現状においては、狩猟免許を取っても他の市町村での駆除はできない状況であります。山江村鳥獣被害防止計画の中でも課題として、隣接市町村との連携した捕獲が重要であるため、広域的な捕獲体制を築くことが必要であるというふうになっております。農地を所有する近接市町村でも有害鳥獣の駆除ができるような市町村間での協議はできないのか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

村外の農地に対する被害ということで、村内の方がですね、他の市町村に農地等を所有されている場合でありますとですね、特に防止策とか、駆除におきましても、農地のある市町村、属地主義といいますけども、主体で行われると思いますので、山江村でですね、被害対処は行えないということになっております。

それから、先ほど言われました4月から10月までの駆除期間といいますか、ですね、の間はできないのではないかとというふうなことをございましたけども、特に山江の村内であれば、1年を通してですね、有害駆除の許可をですね、出しておりますので、駆除に対してはできるわけでございます。ただ、他町村につきましては、やはりできないということになっておりますので、現在はですね、他の市町村との有害駆除ということであれば、近隣の市町村を越えての有害駆除はできませんので、熊本県のほうでですね、一斉駆除の日というのを設けております。年計画により捕獲期間を決定して、有害駆除を行うなどの連携を行っていくということでございますので、このあたりの今後の対応としましてもですね、人吉球磨を一带とした駆除等ですね、試みを、いろんな会議等でもですね、話し合いながら進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 他市町村での駆除については、一斉にということでございますけれども、動物、イノシシはですね、そこへんまで待ってもらえないわけですね。そのへんの対応をですね、すぐできるような協議はできないのかということをおっしゃっております。

ということで、仮にその農地、山江村以外の農地に対する鳥獣被害があった場合

の措置としては、どのような対策を取ればいいのでしょうか。人吉になれば人吉の市役所に行って、人吉の猟友会の方に依頼する、依頼していただくというような対応とかですね、そのへんのところも知らない村民の方は多いわけですね。そのへんのところをよろしく願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

他市町村ということでございますので、山江村のほうではですね、対応はできないということでございますけども、先ほど申しましたとおり属地主義ということで、各その農地を持っておられるですね、市町村のほうで対応されると思っております。農家の方々といいますか、住民の方がですね、やっぱりそのあたりが特に隣の町村のほうに土地を持っておられて被害があった、その対応ということでございますので、本来であれば、さっきから申しますとおり、その土地のあるですね、市町村のほうで対応するというところでございます。このあたりがやっぱりなかなかかわられないということでございますので、今後は広報活動だとかケーブルテレビとか使いながらですね、対応については各市町村のほうでというか、その持っておられる町村のほうで行っていくということになると思いますので、そのあたりは周知活動を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 私も経験してですね、私も田畑がほとんど人吉にあるということで、私の近所の方もほとんどその辺に持っておられるということでですね、私が罾を取ったから、その罾をかけてもらえんどかと、そういうようなことをやっぱり知られてないわけですね。やっぱり自分の所有地があるから、当然自分たちで駆除できるというような形で思っておられますので、そのへんのところは周知喚起をですね、よろしく願いしたいと思います。

電気牧柵が設置してある田んぼにシカ・イノシシが入り、通った跡を見るだけで、夜間に入って荒らされるのではないとか不安が湧きますし、さっき人吉の市役所に依頼するということになればですね、期間も過ぎるかと思えます。被害があった場合にはですね、迅速に対策を取りたいというのが農家の心情ではないでしょうか。収穫前の農産物に被害がありますと、生産意欲の減退、耕作放棄農地の増加にもつながります。所有している農地に対する有害鳥獣による被害に対して、所有者、耕作者が加害鳥獣の捕獲、追い払い等ができないのはおかしいと思います。近隣市町村でも所有者、耕作者が、狩猟免許を取り、罾設置等による駆除、追い払い等ができるよう、どこの市町村も同じ問題を抱えているのではないのでしょうか。早急な対応を期待いたします。

ここで球磨郡町村会長をしておられる村長はやっぱり、これは各町村と協議をしてもできないことなんですかね。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからお答えしますのは、町村会、町村長会です、話し合うのは、その有害鳥獣に対する損害額ですかね、補助金額です、補助金額が各市町村違ふとそれぞれ入ったり出たりすつとじゃなかろうかというような意見が出ておまして、それについてはできる限り一緒にしようという打ち合わせはしておりますが、他の町村におけるその被害のいわゆる属地主義を解決しようという動きは、今までちょっとあっておりません。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） では、次の2点目の質問に移らせていただきます。

次に、2点目といたしまして、地区内の防犯灯についてということで通告しておりますが、村内の防犯灯については、県道沿いや集落と集落を結ぶ道路については、通学路という観点から教育委員会で管理されている防犯灯や、各区で維持管理されている防犯灯がありますが、行政が管理されている防犯灯については、平成24年度から26年度の3カ年に向け、LED化をされたということですが、各区が維持管理している防犯灯についてのLED化は、どのようになっているのか。

また、各区で管理している防犯灯はどのくらいあるのか、把握されていればお問い合わせをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは申し上げます。村内に整備されている防犯灯は、議員申されましたように、山江村が設置管理している防犯灯と、各行政区が設置し、行政区主体で整備管理されている防犯灯に分けられます。

まず、山江村が管理している防犯灯の数ですけれども、これも正確にはちょっと把握しておりません、400個弱ということで設置されております。各行政区が管理している防犯灯は、設置後に山江村が報告を求めていますので、設置箇所、設置件数については把握していないのが現状でございます。

また、さっき議員申されましたけれども、防犯灯のLED化についてのLED化率ですけれども、先ほど申された年度にほとんどLED化として整備をしております。これも100%に近いということで認識をしているところでございまして、各行政区で管理している防犯灯につきましては、先ほど申しましたけれども、数も把握しておらず、LED化についても確認していない状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 山江村の防犯灯については、400基ぐらいあるということで

ございますけれども、行政区で維持管理されている防犯灯については、はっきりわからないということではありますが、各区の私が思いますのは、行政区で維持管理されている防犯灯については、過去の答弁から、通学路ということで行政のほうで管理されているということでございますが、各区内の道路も児童・生徒が通学路として使っておりますし、防犯灯は夜間における村民や不特定多数の方の安全な通行と、犯罪の抑止を図るため生活道路に設置する公共性の高いものであります。

そのような観点から、通学路の防犯灯も各区内の防犯灯も行政のほうで維持管理してもいいのではないかと考えるところでありますが、そのところはいかがお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員申されましたように、以前、通学路ということで山江村が設置管理している防犯灯もございます。しかしながら、基本的には今後設置、維持管理するところにつきましては、集落間、行政区間の間の通学路につきましては山江村が管理しまして、行政区内の防犯灯につきましては、各行政区、自治のほうで設置、維持管理をしていただくということをお願いできればと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今回の防犯灯についての一般質問は、これは私の地区のことでありますが、台風に伴う落雷により防犯灯が壊れたということからなんですが、各区の防犯灯のLED化については、役場のほうでは把握はされていないということでございますけれども、平成26年度の事務報告では、笑顔あふれる地域づくり推進補助金を活用され、平成26年度ではですね、2区、3区、8区、10区、13区がLED防犯灯に切り替えておられますし、ほとんどの区がこの補助金を活用されてLED防犯灯に替えられると推測されます。

LED防犯灯は長寿命であり、電気代やCO2の削減のメリットがありますが、更新の時期もきますし、今回の私の地区での落雷による修繕では、交換に1基1万5,000円、3基壊れましたので4万5,000円かかっております。金額的には多くないように見えますが、毎月徴収する維持費からの支出となりますと、区にとっては大変大きな負担であります。今現在、修繕や更新に対する助成や補助制度はあるのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

確かに以前補助制度があった場合は設置したかと思っておりますけれども、近年におきましては、各行政区が維持管理をしている防犯灯につきましては、新設及びLED

化につきまして、また修繕等もですけれども、現在は地域自立支援事業の補助金ということで、各区から申請があった場合は、予算内の予算範囲内ですけれども、更新もしくは修繕等ということで、地区から申請がでてきた場合は、それで予算範囲内で対応しているということが現在行っている補助事業でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） その今申されましたのは、区からの補助の申請があれば、修繕に対する補助も出るということでしょうか、今現在。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 今現在と、先ほどの地域自立支援事業補助金ですけれども、これは年度当初といいますか、夏初めごろに区長さんを通じて、地区で整備される、LED化も含めてですけれども、申請はないでしょうかということで区長さんのほうにはお図りしたところで、今年度につきましても4基の、各地区からですね、4基の4地区の申請がでております。そこらへんに関しましては、申請がでてきたところを精査しまして、LED化もしくは修繕等を新設もしくは更新したところでございます。

先ほども言いましたけれども、予算内での事業でございますので、今年度につきましては、一応予算を消化したということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、修繕に対する補助はあるということでございますので、私、最初伺ったのは前ですかね、9月かそのころ被害に遭ったときにお尋ねしたときには、そのへんの修理関係ですね、今回に対する補助はないということで、それを前提としてですね、今回の一般質問をしているわけでございますけれども、過疎化や高齢化が進む中でですね、10月末の地区別世帯数を見ますと、16区関係においては22戸、12区が35戸など、今後行政区の維持についてもですね、危惧するところであります。毎年全国どこかで想定外の災害が発生する中で、既設のLED防犯灯や放送設備等公共性が高いものについて、台風や落雷など自然災害等により故障した場合の補助はあるということでございますので、想定外の自然災害が発生する今日、村民の生命そして安心・安全な暮らしを守る観点から、行政として今後もですね、しっかりとしたサポート体制をとっていただきますことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後 2 時 5 9 分

第 3 号

1 2 月 6 日 (金)

令和元年第7回山江村議会12月定例会（第3号）

令和元年12月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 2 議案第47号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第48号 山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 6 議案第51号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第52号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第53号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第54号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第55号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）
- 日程第11 要望第 1号 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書
- 日程第12 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）
- 追加日程第1 発議第5号 議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん

2番 久保山 直 巳 君

3番 中村 龍喜 君
5番 森田 俊介 君
7番 立道 徹 君
9番 中竹 耕一郎 君

4番 赤坂 修 君
6番 横谷 巡 君
8番 西 孝恒 君
10番 秋丸 安弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松尾 充章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	副 村 長	北田 愛介 君
教 育 長	藤本 誠一 君	総 務 課 長	白川 俊博 君
税 務 課 長	山口 明 君	企画調整課長	平山 辰也 君
産業振興課長	新山 孝博 君	健康福祉課長	迫田 教文 君
建 設 課 長	清永 弘文 君	教 育 課 長	蕨野 昭憲 君
会 計 管 理 者	一二三 信幸 君	代表監査委員	木下 久人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条のただし書により議長の許可を得てお願いします。

-----○-----

日程第1 議案第46号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、議案第46号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、議案第46号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定をしました。

-----○-----

日程第2 議案第47号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、議案第47号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第2、議案第47号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第48号 山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第48号、山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第3、議案第48号、山江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第49号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第50号 令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第50号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 1番、本田、質疑をいたします。

7ページ、歳入、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目6、教育費県補助金についてお尋ねします。

節2、教育費補助金、中学校の英語検定チャレンジ事業補助金5万7,000円となっておりますが、小学生まで拡大されるという考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

まず、この中学校英語検定チャレンジ事業補助金といいますのは、中学校3年生の英検等ですね、受験料の補助等を行う市町村に対しまして、県が受験料総額の3分の1の補助を行うものでございます。

小学校の補助についてということでございますけども、現在、国の指針といたしましては、英検3級取得率、目標値50%という数値が示されております。本村といたしましては、5年後に60%ということで目標値を掲げているところでございます。ただ小学校につきましてはですね、今のところ具体的な指針は示されていない状況でございます。

小学校の英語教育につきましては、来年度から教科化ということになりますけれども、小学校における英語教育のあり方がですね、定着し、国からの指針がですね、示されれば、財政状況等を勘案しながら検討したいというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） ここで申し上げますが、この件に関する質疑でありますので、質問ではありませんのでそのへんはお含みおきいただきたいと思います。

ほかありませんか。質疑ありませんか。質疑ありますか。

1 番、本田りかさん。

○1 番（本田りかさん） もう1件お尋ねします。

12 ページ、歳出、款2、総務費、項4、選挙費、目11、熊本県知事選挙費451万9,000円の補正額となっています。節の1から15までが熊本県知事選挙費となっておりますが、山江村の投票率を上げるためにどのようなことをされていますか。

○議長（中竹耕一郎君） その件は質問でありますので、取り上げません。

○1 番（本田りかさん） では先ほどの質問で終わらせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、立道徹君。

○7 番（立道 徹君） それでは、議案第50号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）について、3点ほど質疑をお願いしたいと思います。

まず1点目はですね、10ページの25ですね、移住・定住推進費の中で、節が負担金補助及び交付金の空き家土地購入費助成の内容についてと、2点目がですね、15ページ、款1の保健衛生総務費の中の給料で、一般職給が増えている内容ですね。3点目がですね、17ページ、1、商工費の款11、需用費の中で25万円ほど修繕料が計上されていますので、その算定について質疑いたします。

お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、ただいまのご質疑にお答えをいたします。

移住定住推進費の負担金補助及び交付金、空き家土地購入費助成の100万円ということの内容ということでございます。この事業につきましては、山江村の土地購入補助金交付要綱に基づきまして助成します助成金でありますけれども、これは空き家バンクに登録された土地を購入された方が、その経費の2分1を交付するというものでありまして、上限が100万円ということであります。当初で100万円を計上させていただいておりますし、今回100万円の追加ということで、2軒ですね、合計2軒の購入があったということで、その交付をするものでございます。

続きまして、3点目からよろしいですかね。3点目の17ページの商工費の需用費の修繕料の25万円ということでございます。これは尾寄崎のヤマメの養魚場ですね、滅菌機の修繕でございまして、消耗品的には管理組合が出すということでもありますけれども、これは施設の一部というふうなことで、村からの支出で修繕をしたいというふうに思っておりますので、25万円の計上ということでござい

ます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。

衛生費、保健衛生費のほうでの保健衛生総務費での給料の増額ということでございますけれども、これにつきましては、12月におきまして社会人枠の職員採用を行いまして、社会福祉士を今回採用するというところでございまして、1月1日付けで採用するというところでの職員給料の増が主でございます。ということで、併せまして、今回給料表の改定も含めましたところの給料の増額となっております。

以上です。

○7番（立道 徹君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂でございます。

ただいま議題になっております令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）について質疑いたします。

ページ数は15ページになりますけれども、款4、衛生費、1、保健衛生費と目6、健康増進事業費、説明で健康ポイントを64万8,000円計上されておりますけれども、内容について説明を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

健康ポイント64万8,000円についてでございますが、村民の健康づくりの意識向上の一環として、健康づくり事業に参加した人にポイントを付与し、その貯めたポイントを村内の商店で利用できる商品券と交換するものでございます。現在の申し込み者のほうは369人で、健康ポイント商品券交換見込みによる増額となっております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） この目的といたしまして、健康寿命を延ばすというようなことを目指しておられるというようなことでございますけれども、何かその目立った実績等が現れておりますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

健康ポイントをすることによりまして、特定健診、人間ドック等の受診者の受診率のほうが上がっております。そのため国民健康保険での医療費などの減額にもつ

ながっていると私は思っております。

○4番（赤坂 修君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） それでは、令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）の1点、質疑を申し上げます。

16ページ、農業振興費で小さな産業づくり事業費補助金としてありますが、その用途を教えてくださいと思いますが。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。

農業振興費の中の負担金補助及び交付金ということで、小さな産業づくりの内容ということでございますが、現在、申請ということであがってきております食品加工に伴います機械の補助と申しますか、というのが1件出てきておまして、申請は5名で出てきておるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） その機械というのはどういう機械なんでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えします。

今回は食品のというか、パンのですね、製造を行うということで申請が出てきておまして、ガスオーブンとかですね、いろんなパンに使うミキサーとか、そういう機械購入に対する申請ということになっております。

○5番（森田俊介君） 終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、議案第50号、令和元年度山江村一般会計補正予算（第5号）は、可決することに決定をしました。

-----○-----

日程第6 議案第51号 令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第

2号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第51号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、議案第51号、令和元年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第52号 令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第52号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、議案第52号、令和元年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第53号 令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第53号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、議案第53号、令和元年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第54号 令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第54号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第9、議案第54号、令和元年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第55号 令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第55号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第10、議案第55号、令和元年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 要望第1号 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書を議題とします。

まず、ここで産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

委員長は答弁席から報告をお願いします。

3番、中村龍喜君。

○産業厚生常任委員長（中村龍喜君） それでは、要望第1号について報告いたします。

令和元年12月6日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

山江村議会産業厚生常任委員会委員長、中村龍喜。

閉会中の審査申出書。本委員会は、審査中の事件について次のとおり、閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

事件名は、要望第1号、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについての要望書。理由といたしましては、今会期中での審査では委員会としての十分な審査、協議ができないとの意見が多く、閉会中の継続審査とするものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま産業厚生常任委員長から、閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。よって、委員長の申し出のとおり、継続審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定をしました。

-----○-----

日程第12 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業

厚生常任委員長)

○議長(中竹耕一郎君) 次に、日程第12、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出があります。

よって、委員長の申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日、3番、中村龍喜議員外4名から、発議第5号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議について提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中竹耕一郎君) 異議なしと認めます。よって、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

今から議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

-----○-----

追加日程第1 発議第5号 議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議について

○議長(中竹耕一郎君) それでは、追加日程第1、発議第5号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

6番、横谷巡議員。

○6番(横谷 巡君) 発議第5号、令和元年12月6日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

提出者、山江村議会議員、中村龍喜、同じく森田俊介、同じく西孝恒、同じく立道徹、同じく横谷巡。

議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議について。

上記の議案を別紙のとおり、山江村議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提出する理由。村議会は、村民の付託を受け、執行部とともに二元代表制の一翼を担い、提案される重要な政策等の形成過程を明らかにし、村長等が行う基本的な政策決定や予算の適正な執行について監視する使命及び評価を適正に行っていくことが求められている。そのなかにあつて、議員は山江村政治倫理条例を遵守し、自らの行動を厳しく律しなければならない。議員自ら襟を正し、高い政治倫理観及び品位の保持に努めるとともに、現状のあるべき姿を調査研究し、村民に開かれた議会とするために、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会の設置の決議を提出するものであります。

もう1枚のほうを別紙をお願いいたします。

議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議。

次のとおり、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記1、名称。議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び山江村議会委員会条例第4条。

3、目的。議員の政治倫理観の保持の現状とあるべき姿の調査研究のため。

4、委員の定数。10名、全員であります。

5、調査の期間。特別委員会の日から調査終了までとし、調査終了まで閉会中も継続調査とする。

6、委員の任期。調査終了の日までとする。

7、経費。本調査に関する経費は、予算の範囲内とする。

以上であります。議員の皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） これで提出者の説明は終わりました。

ここで審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩とします。

-----○-----

休憩 午前10時31分

再開 午前10時43分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 審議が終わりましたので再開いたします。

では、追加日程第1、発議第5号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、追加日程第1、発議第5号、議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会設置の決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員長、副委員長を選任する必要がありますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩とします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

ただいま議員の政治倫理観の保持に関する調査特別委員会の委員長、副委員長の互選がありましたので報告をします。

委員長に秋丸安弘議員。副委員長に中村龍喜議員が就任をされました。

ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

ここでお諮りします。これで本定例会を閉会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和元年第7回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員